

第 2 章

災害応急対策計画

第 1 節 避難行動計画

(全 部)

災害発生時における人的被害を軽減するため、村は、県及び関係機関と連絡調整を密にし、避難勧告等の発令や住民に対する情報伝達等、適切な避難誘導を行う。

1 避難指示等の発令

災害時の避難指示等の実施責任者は次の通りである。

(1) 災害対策基本法による場合

実 施 責 任 者	要件	措置	根拠規定	災害の種類
村長	災害が発生するおそれがあるときや、災害リスクのある区域の高齢者等が危険な場所から避難すべきとき	【警戒レベル 3】高齢者等避難の発令・要配慮者に対する、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるための必要な情報の提供その他の必要な配慮	災害対策基本法 第 56 条 第 2 項	災害全般
村長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき	【警戒レベル 4】避難指示の発令・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示）	災害対策基本法 第 60 条 第 1 項、 第 2 項	災害全般
村長	避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する認めるとき	【警戒レベル 5】緊急安全確保の発令・高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）の指示	災害対策基本法 第 60 条 第 3 項	災害全般
知事	災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	・ 上記、災害対策基本法第 60 条 第 1 項から第 3 項の規定により実施すべき措置の全部又は一部	災害対策基本法第 60 条 第 6 項	災害全般
警察官	村長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき	・ 立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・ 緊急安全確保措置の指示	災害対策基本法 第 61 条 第 1 項	災害全般

(2) その他の法令による場合

実施責任者	要件	措置	根拠規定	災害の種類
警察官	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等、危険がある場合で特に急を要するとき	・避難等の措置	警察官職務執行法第4条	災害全般
自衛隊	災害により、特に急を要する場合において、警察官がその場にいないとき	・避難等の措置	警察官職務執行法第4条	災害全般
知事又はその命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	地すべり防止法第25条	地すべり
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	水防法第29条	洪水

(2) 避難指示等の発令

村長は、積極的な災害情報の収集に努め、気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報等を基に、あらかじめ作成した発令基準に則って、避難指示等を発令する。その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、躊躇なく発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。また、台風による大雨発生など事前に予測可能な場合は、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努める。さらに、村長は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

県及び気象台等は、河川水位情報や土砂災害警戒情報、気象予警報等、避難指示等の判断に際して参照すべき情報を村に提供するとともに、状況に応じて注意を喚起する。また、村から避難等に関する助言を求められた場合は、村に対し必要な助言を行う。

ア 避難指示

避難の「指示」は、原則として村長が行う。村長は、村の区域内において災害が発生し又は発生するおそれがあり、住民を避難させる必要があると判断したときは、避難のため

の立ち退きを指示するとともに、必要に応じて警察署長及び消防署長に対し、住民の避難誘導への協力を要請する。

住民に危険が切迫する等、急を要する場合で、村長が避難の指示を行うことができないとき、又は村長から要求があったときは、次表のとおり警察官等が避難の指示を行うことができる。この場合、速やかに村長に通知する。

〔住民〕

避難指示が発令されたときは、直ちに避難行動を完了する。未だに避難していない避難住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる。

イ 避難準備・高齢者等避難開始

村長は「避難指示」より前の段階で、人的被害の発生の可能性があると判断されるときは、「避難準備・高齢者等避難開始」を発表する。この情報は、避難に時間を要する高齢者やしょうがい者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるものである。

〔住民〕

要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始する。（避難支援者は避難行動を開始する。）

要配慮者以外の者は、避難準備を開始する。

【水害に係る判断基準】

〔対象地区：広瀬地区 河川：名張川（洪水予報河川）〕

区 分	判 断 基 準
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	○警報に言及した大雨注意報が発表され、気象情報や降水短時間雨量予報により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定されるとき。 ○はん濫警戒情報が発表され、名張観測所の水位が避難判断水位を超える予想もしくは超過し、上流域で気象情報や降水短時間予報で更に降雨が予想されるとき。 ○降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想されるとき。
【警戒レベル 4】 避難指示	○名張観測所の水位が、はん濫警戒情報により、はん濫危険水位を超える予想もしくは超過したとき（※上流域で解析雨量により降水量が50mmを超える場合は急激な増水によるはん濫のおそれを考慮する。）。 ○水防団等から避難の必要性に関する通報があったとき。 ○浸水の発生に関する情報が住民から通報されたとき。
【警戒レベル 5】 緊急安全確保	○避難指示による立退き避難、あるいは屋内安全確保が十分でなく、再度、避難行動を住民に促す必要があるとき。 ○名張川のはん濫発生情報が発表されたとき。

	○河川のはん濫が発生し、近隣住家に影響するおそれがあるとき。
--	--------------------------------

[対象地区：村内全域 河川：名張川を除く村内河川]

区 分	判 断 基 準
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	○警報に言及した大雨注意報が発表され、気象情報や降水短時間雨量予報により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定されるとき。 ○降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想されるとき。
【警戒レベル 4】 避難指示	○大雨警報（浸水害）が発表され、桐山雨量局の時間雨量や該当河川上流域で解析雨量により降水量が50mmを超え、気象情報や降水短時間予報で更に降雨が予想されるとき。 ○水防団等から避難の必要性に関する通報があったとき。 ○浸水の発生に関する情報が住民から通報されたとき。
避難指示 （緊急） 【警戒レベル 5】 緊急安全確保	○避難指示による立退き避難、あるいは屋内安全確保が十分でなく、再度、避難行動を住民に促す必要があるとき。 ○河川のはん濫が発生し、近隣住家に影響するおそれがあるとき。

※避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合は、基準値を超えた時点ではなく、早めの判断により発令すること。

(3) 土砂災害に係る避難指示等の目安

村長は、おおむね次の場合、土砂災害危険箇所内の住民に対し、避難指示等を発令するものとする。

【土砂災害に係る判断基準】

[対象地区：土砂災害（特別）警戒区域及びその周辺地区]

区 分	判 断 基 準
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	○大雨警報（土砂災害）が発表され、さらに気象庁「土砂災害警戒判定メッシュ情報」で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過したとき。 ○「奈良県土砂災害・防災情報システム危険度予測図」が、レベル1（2時間以内に基準値超過を予想（黄色））を示しているとき。 ○近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、溪流の水量の変化）が発見されたとき。
【警戒レベル 4】 避難指示	○土砂災害警戒情報が発表され、「奈良県土砂災害・防災情報システム危険度予測図」が、レベル2（1時間以内に基準値超過を予想（オレンジ色））を示しているとき。 ○大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 ○近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見されたとき。
【警戒レベル 5】 緊急安全確保	○避難指示による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を住民に促す必要があるとき。 ○「奈良県土砂災害・防災情報システム危険度予測図」で、レベル3（土砂災害警戒情報の基準値を超過している（赤色））を示しているとき。 ○土砂災害警戒情報が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 ○近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。 ○近隣で土砂災害が発生したとき。

※1 避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合は、基準値を超えた時点ではなく、早めの判断により発令すること。

※2 避難指示等の発令は、土砂災害警戒区域等の地域を特定して発令すること。

ア 避難指示等の内容

避難の指示を実施する者は、次の事項を明示して行うよう努める。

- (ア) 避難対象地域
- (イ) 避難所の場所
- (ウ) 避難経路
- (エ) 避難の理由
- (オ) 避難時の注意事項
- (カ) その他必要事項

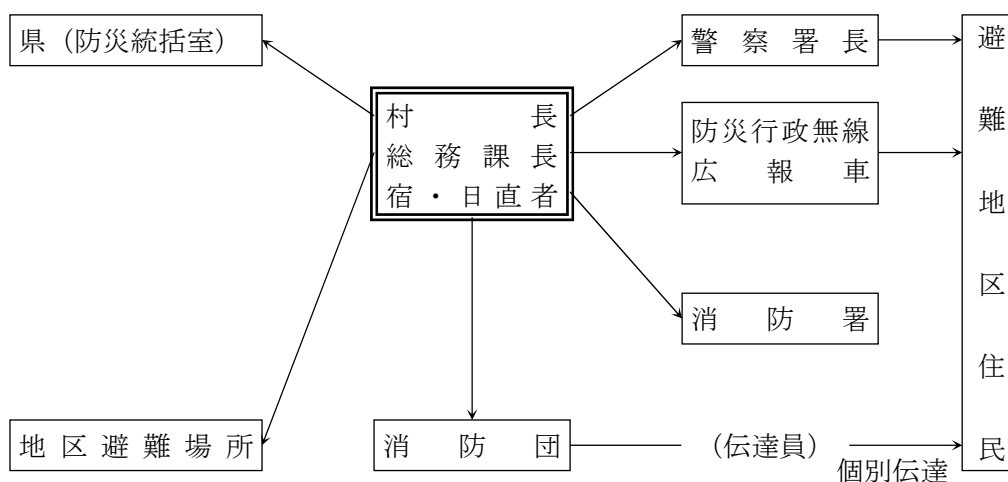
イ 避難指示等の伝達

- (ア) 総務課長は、避難指示等が必要と認めるときは、村長に報告し、その指示により直ちに村防災行政無線、広報車等により地区住民に伝達する。
- (イ) 消防団長は、(ア)の伝達を受けたときは、各分団長に連絡し、個別伝達等により住民に周知する。
- (ウ) 総務課長は、避難指示等があった場合は、避難時間、避難場所及び避難所への経路を示さなければならない。
- (エ) 伝達の際は要配慮者の情報収集手段を考慮して、迅速かつ確実に伝達できるよう留意する。
- (オ) 村長は、避難指示等の伝達に当たっては、事前に例文を作成してわかりやすくその意味を伝えるなど、住民等の立場に立った情報提供に努める。

ウ 屋内での退避等の安全確保措置

村長は、避難のための立退きを行うことによりかえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での退避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。

エ 伝達系統は、以下による。



(4) 報告等

ア 村長は、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令し、又は屋内での退避等の安全確保措置を指示したときは、その旨を速やかに県に報告する。警察官が避難の指示や屋内での退避等の安全確保措置の指示を行い、その旨を村長に報告してきたときも同様の扱いとする。その際、可能な限り次の事項についても報告する。

- (ア) 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保屋内での退避等の安全確保措置の種類
- (イ) 発令時刻
- (ウ) 対象地域
- (エ) 対象世帯数及び人員

(オ) その他必要事項

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

イ 村、県、警察本部及び自衛隊は、避難の勧告等をしたときは、その内容を相互に連絡する。

2 住民に望まれる避難行動

- (1) 防災気象情報等積極的な情報収集に努め、自らの意思で行動するようにする。
- (2) 避難場所への移動時間も考慮して早めのタイミングで避難する。
- (3) 豪雨等が予想される場合は、遠方であっても安全な避難場所に早めに避難する。
- (4) 夜間や豪雨により外部へ避難することが却って危険な場合は、建物の高いところなどに垂直避難する。
- (5) 土砂災害のおそれがある場合は、雨が収まってもすぐに帰宅しないようにする。
- (6) 避難の際は、隣近所に声を掛け合い共に避難するようにする。特に新しい地区住民や観光客等には努めて声を掛けるようにする。
- (7) 土砂災害警戒区域外でも災害が発生するおそれがあることを忘れず、十分注意するようにする。
- (8) 浸水想定区域外でも災害が発生するおそれがあることを忘れず、十分注意するようにする。

3 警戒区域の設定

(1) 実施機関

警戒区域の設定権者は次のとおりである。

なお知事は、村が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、法第63条第1項の規程により実施すべき応急措置の全部又は一部を代わりに実施する。

設定権者	要 件	措 置	根拠規程	災害の種類
村長又はその委任を受けて村長の職権を行う村の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
知 事	災害の発生により、村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき		災害対策基本法第63条	災害全般

警察官	村長若しくは村長の委任を受けた村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
	消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第28条、第36条	水害を除く 災害全般
	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第21条	水害
自衛官	村長若しくは村長の委任を受けた市町村の職員及び警察官が現場にいないとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
消防吏員又は消防団員	円滑な消火活動等の確保のため	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第28条、第36条	水害を除く 災害全般
水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者	円滑な水防活動等の確保のため	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第21条	水害

(2) 警戒区域の設定

ア 設定

警戒区域の設定においては、範囲や、一時立入、一時帰宅を許可する基準策定等には慎重を期する必要がある。そこで、村長が警戒区域を設定するに当たっては、国（近畿地方整備局、気象台等）、県、消防、警察、住民、専門家等の意見を聞くための協議会を設置するなどして、これら関係機関の意見を十分に聞くように努める。

警戒区域の設定は、ロープ等によりこれを明示することで行う。

また、村と警察が連携して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火

のためのパトロールを実施する。

イ 周知

避難の指示等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、警戒区域内に住民が立ち入らないようにする。

ウ 警戒区域への一時帰宅、一時立入

警戒区域を設定した場合においても、行政機関や、復旧工事等に携わる事業者等やむを得ず立ち入らなければならない者には村長が許可証等を発行し、一時立入を認めることができる。また、住民には、警察、消防、村職員等の監視のもと、日時を設定して一時帰宅を認めることができる。

一時立入、一時帰宅を許可するに当たっては、危険が切迫している度合や天候等を勘案し、先述の協議会等の場で慎重に検討する必要がある。その基準は、住民に対して分かりやすいものとすることや、生活面での影響、経済的な影響、観光面での影響等に十分配慮することが望ましいが、「災害による死者をなくす・人命を守る」ことを念頭に置いて、安全面を第一に考えて基準を策定する。

エ 警戒区域の縮小・解除

警戒区域を解除する場合は、専門家の意見も十分に考慮し、協議会等の場において慎重に検討したうえで決定する。

警戒区域を解除した後の監視体制や、避難指示等の継続についても協議会の場で検討することが望ましい。

4 避難の誘導・移送

(1) 避難誘導の方法

ア 避難誘導には、村職員、消防団員、警察官、その他指示権者の指示及び要請を受けた職員が当たる。避難の誘導に当たっては、高齢者、乳幼児、小児、しょうがい者、傷病者等要配慮者を優先させる。

イ 村長及びその他の避難指示等の実施者は、避難所及び避難経路等を明示する案内標識を設置する等、迅速に避難できるよう措置する。その際、要配慮者に配慮する。

ウ 村は、平常時より要配慮者の避難対応マニュアルを作成するなど、避難誘導時の支援体制に努める。

(2) 誘導時の留意事項

ア 誘導経路は、できる限り災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

イ 危険地点には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

ウ 浸水地にあつては、ボート又はロープ等を使用し、安全を期する。

エ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

(3) 移送の方法

ア 小規模の移送

避難者が自力で立ち退くことが不可能な場合、村は、車両等により移送する。

イ 大規模の移送

災害地が広範囲で、大規模な移送を必要とし、村において対応できないときは、近隣市町村の応援を求めて実施する。また、近隣の応援だけでは対応できない場合は、県に応援を要請する。

(4) 携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難に支障をきたさない必要最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）のものとする。

第2節 避難生活計画

(全 部)

避難所は地域の支援拠点としての機能を有するものである。村は、平常時からの取組みを活かし、良好な生活環境の確保に配慮した、円滑な避難所運営ができるように努める。在宅被災者等についても、早期の人数把握に努め、必要な物資や情報が確実に行き渡るようにする。

1 避難所の設置

(1) 避難所の開設

ア 村は、発災時に必要に応じ避難所（資料4－1参照）を開設し、住民等に周知徹底を図る。

また、避難所等の運営並びに災害対策本部等との連絡調整を行うため、村の職員を避難所に派遣する。

イ 要配慮者に配慮し、必要に応じて福祉避難所を設置する。

ウ 避難所開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

エ 特定の避難所に避難者が集中しないように、ホームページ等多様な手段を活用して避難所の混雑を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(2) 避難所の追加開設

村は、事前に指定した避難所では収容人数が不足する場合など必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設する。

また、被災者が自発的に避難している施設等も避難所として位置づけることができる。

追加開設をした避難所についても、良好な生活環境を確保するよう努める。

(3) 民間施設の利用

村は、避難所が不足する場合に備えて被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

(4) 避難所が不足した場合の対応

上記対応をした場合でも避難所が不足する場合は、テントの使用も考慮する。

(5) 県への報告

村は、避難所を開設した場合には、次の事項について速やかに県に報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 避難所名、避難世帯数及び避難者数

2 避難所の運営

(1) 避難の長期化等、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。

- (2) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努める。さらに、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- (3) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警報や防犯ブザーの配布等による避難所の安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (4) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館等宿泊施設への移動を避難者に促す。
- (5) 避難所への収容及び避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。
- ア スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車いすやしょうがい者用携帯便器等の供給等、高齢者、しょうがい者等に配慮した設備、機器等の整備を行う。
- イ 介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達確保に努める。
- ウ 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。
- (ア) 介護職員等の派遣
- (イ) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
- (ウ) 病院や社会福祉施設等への受入れ、里親への委託等
- エ 要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
- オ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- カ 大画面のテレビ、ファクシミリ等の設置等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。
- (6) 避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、村において人員が不足し、困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。
- (7) 村教育委員会及び学校長等は、次の対策を適切に講ずる。
- ア 学校等が地域の避難所となった場合、学校長等は、できるだけ速やかに学校等を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。
- また、学校等としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。

イ 学校長等は、避難所の運営について、必要に応じ、村に協力する。なお、村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。

ウ 児童生徒等が在校時に災害が発生し、地域の避難所となった場合、学校長等は、児童生徒等と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と児童生徒等の避難場所を明確に区分する。

(8) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

(9) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(10) ペットとの同行避難について適切な体制整備に努める。

3 在宅被災者等への支援

村は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者等に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。

そのために村は、在宅被災者等の避難者名簿への登録など、在宅被災者等の早期把握に努める。

第3節 要配慮者の支援計画

(総務課・住民福祉課)

村においては、避難が必要な災害の発生が想定される場合には、要配慮者への避難支援対策と対応した避難準備情報を発令するとともに、迅速・確実な避難指示等の伝達体制を整備する。また、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実に努める。

1 情報伝達等の方法

村は、災害による情報の伝達、避難指示、避難誘導、避難所等での情報提供等を行うときは、「山添村避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、要配慮者や避難行動要支援者の実態を考慮し、おおむね次の方法により行うよう努める。

- (1) 視覚機能にしょうがいのあるとき
 - ア 音声情報による周知
 - イ 拡大文字による周知
 - ウ その他、効果的な方法の併用による周知
- (2) 聴覚機能にしょうがいのあるとき
 - ア 文字情報による周知
 - イ 映像による周知（テレビ、ビデオ、パソコン等）
 - ウ 手話による周知
 - エ その他、効果的な方法の併用による周知
- (3) 日本語理解にしょうがいのあるとき
 - ア 外国語による周知
 - イ その他、効果的な方法の併用による周知
- (4) 地理的理解にしょうがいのあるとき
 - ア 地図による情報の周知
 - イ その他、効果的な方法の併用による周知

2 情報の共有

村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、以下の避難支援団体に避難行動要支援者名簿を提供し、情報の共有を図る。

- (1) 行政区（自主防災組織）
- (2) 民生委員・児童委員協議会
- (3) 消防署
- (4) 消防団
- (5) 警察署

(6) 社会福祉協議会

3 災害情報等の周知

村は、災害情報の連絡、あるいは異常現象を覚知したときは、地域住民（自主防災組織）及びケアマネジャー等と協力して、要配慮者に対し、迅速かつ確実に周知を行う。

4 避難誘導

- (1) 発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。
- (2) 避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じ、その状態や特性に応じた適切な情報提供、避難誘導等の避難支援を行う。
- (3) 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

5 避難所到着後の対応

- (1) 要配慮者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難所を確保するとともに、健康状態等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。
- (2) 避難所における要配慮者用相談窓口の設置や要配慮者支援への理解促進に留意する。また併せて、個々の事情により、その地域において在宅にて避難生活を送っている被災者も支援の対象とする。
- (3) 避難生活の長期化が予測されるなど、必要に応じて高齢者、しょうがい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮した福祉避難所を設置する。ただし、緊急入所等在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行う。
- (4) 災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板等の掲示を行う。

6 安否確認及び被災状況の調査・報告

- (1) 災害が発生したときは要配慮者の安否確認及び被災状況の調査を行い、その状況を県に速やかに報告する。
- (2) 連絡又は報告すべき事項及びその内容は、おおむね次による。

ア 避難所等に避難している者

避難所ごとに氏名、性別、年齢、しょうがいの内容及び程度、福祉的処遇の要否及び内容、その他特記事項

イ その他親戚、知人宅等に避難している者（医療施設に収容された者は除く。）

氏名、性別、年齢、しょうがいの内容及び程度、福祉的処遇の要否及び内容、避難先の連絡方法

ウ 被災地域の在宅者

行政区ごとに氏名、性別、年齢、しょうがいの内容及び程度、福祉的処遇の要否及び内

容、介護者の有無、その他特記事項

エ 被災地域の施設入所者及び施設等

(7) 施設ごとの施設種別、入所者の氏名、性別、年齢及び被災の程度の報告

(4) 施設ごとの施設種別、施設及び設備の被災状況の報告

(3) 全ての事項が確認できない場合、確認できた範囲の報告を行い、その他の事項についても、後刻速やかに報告を行う。

7 医療等の体制

村は県と連携し、保健師・看護師その他必要な職種からなるチームを編成し、避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制の確保や、メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。

8 食料等の確保

村は、乳幼児・高齢者等でそしゃく・えん下が不自由なため特別食を必要とする者には、固形食から流動食等への代替食料の確保に努めるほか、乳児のミルクやオムツなどの生活必需品の備蓄にも配慮する。

9 福祉機器等の確保

村は、要配慮者が避難所等で生活するうえで必要な福祉機器の確保に努める。

10 応急仮設住宅

災害により住宅を失い、又は破損のため、居住することができなくなった世帯のうち、高齢者やしょうがい者等の単身世帯及び高齢者やしょうがい者等を含む世帯に対する応急仮設住宅の入居者の決定等に際しては、次の事項に留意する。

(1) 高齢者やしょうがい者等の優先入居

(2) 高齢者やしょうがい者等が過度に集中した応急仮設住宅群を回避する。

(3) 入居後の高齢者やしょうがい者等に対し、巡回相談、安否確認などを行う。

第4節 住宅応急対策計画

(総務課・農林建設課)

災害によって住家が全壊・全焼等により避難生活を余儀なくされた世帯に対し、県及び災害協定に基づく各種団体等の協力を得て応急仮設住宅を供給する。なお、応急仮設住宅の設置に際しては、コミュニティの確保や避難者のニーズに留意し、高齢者、しょうがい者等の要配慮者に配慮する。

1 応急仮設住宅の確保

(1) 災害救助法が適用された場合

ア 県に対し、村公有地又は私有地の提供をする。ただし、私有地を提供する場合は、村長は、敷地所有者と賃貸契約を行う。

なお、敷地所有者から契約期間の履行について法律的担保を求められた場合は、裁判所において即決和解を行う。

イ 被災者の状況調査をし、入居者の決定の協力を行う。

ウ 村長は、知事の委任を受けて、公営住宅に準じて応急仮設住宅の維持管理を行う。

(2) 災害救助法が適用されない場合

ア 応急仮設住宅の設置戸数を決定する。

イ 建設用地を確保する。ただし、私有地については(1)アのただし書に留意する。

ウ 応急仮設住宅の設計を行う。

エ 建設業者との請負契約を行う。

オ 工事監理、竣工検査を行う。

カ 入居者の決定を行う。

キ 応急仮設住宅の維持管理を行う。

〔県〕

応急仮設住宅を建設する際、その配置計画、建物構造及び付帯設備は次の事項に留意する。

- (1) 住宅の連戸数及び住棟の配置は、住戸間の遮音やコミュニティ確保に配慮した計画とする。また、必要により集会所を設置する。
- (2) 従前居住地のコミュニティに配慮した住宅配置とする。
- (3) 建物内の段差の解消若しくは低床化、手すりの設置等
- (4) 低層浴槽、高低調整型炊事設備、しょうがい者用トイレの設置等
- (5) 寒冷地仕様など地域の特性を踏まえた応急仮設住宅の設置

2 入居基準

- (1) 住宅が全焼、全壊、流失した者で、居住する住宅がなく、自らの資力をもって住宅を確保

することができない者であること。

- (2) 選定に当たっては、高齢者やしょうがい者等の優先的に入居が必要な者に対する配慮を行う。

3 応急仮設住宅の運営・管理

応急仮設住宅の運営・管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

4 住宅の応急修理

災害救助法が適用されない場合は、村が必要に応じて住宅の応急修理を実施する。

〔県〕

災害救助法が適用された場合、住宅が半壊又は半焼した者のうち自己の資力では住宅の応急修理を実施できない者に対し、日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施することになっている。

5 公営住宅等への一時入居措置

村は県と連携を図り、応急仮設住宅の建設状況等を考慮し、被災者の住宅を確保するため、公営住宅等の空家への一時入居の措置を講ずる。

6 記録等

応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させたときは、次の帳簿等を整備し、保管しておかなければならない。

- (1) 応急仮設住宅入居者台帳
- (2) 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- (3) 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書その他設計書、仕様書等
- (4) 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

7 住宅相談窓口の設置

村は県と連携を図り、応急仮設住宅や公営住宅及び民間賃貸住宅等の空家状況、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。

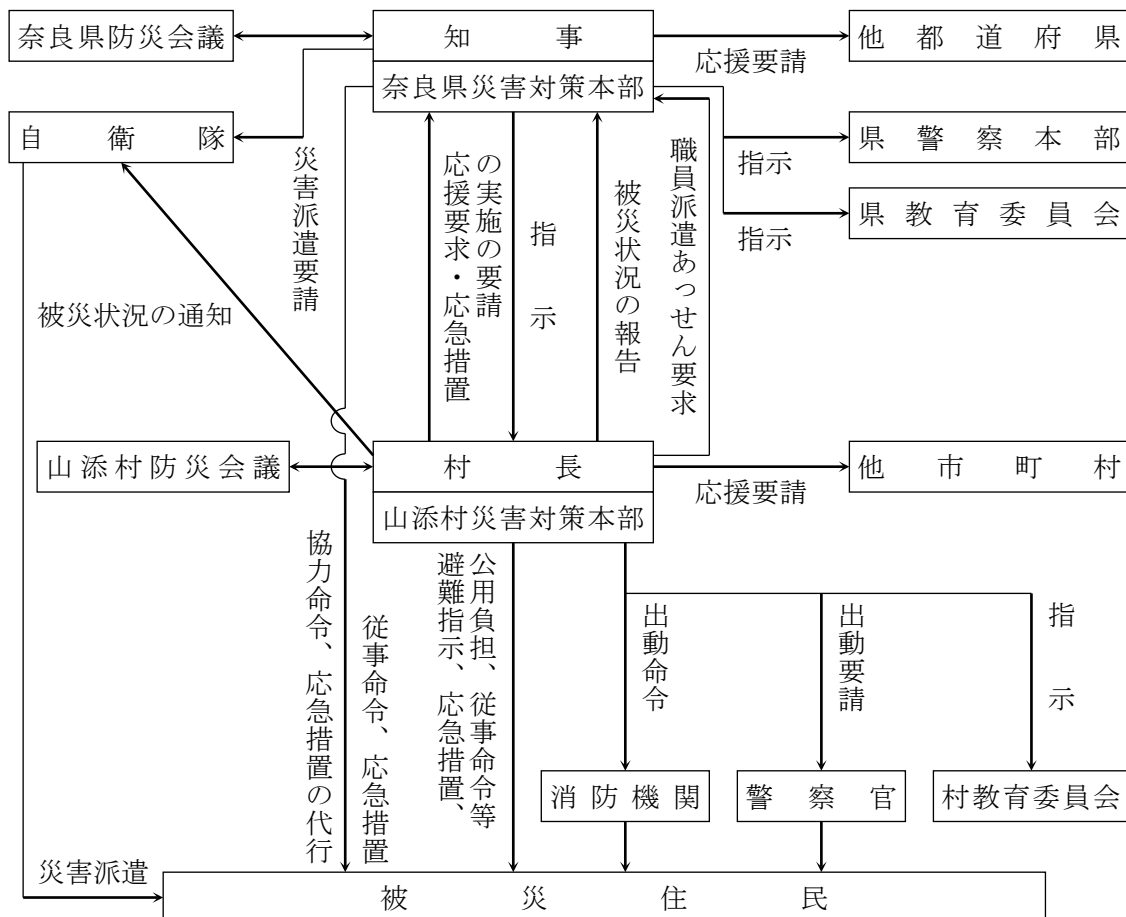
第5節 活動体制計画

(全 部)

村内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、村は、防災関係機関と連携を図り、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、災害の発生を防御し、また、応急対策を行うなど、災害の拡大を防止するための活動体制を確立する。

1 防災活動体制

防災活動のための体制図は、次のとおりとする。



2 職員の配備体制

(1) 配備体制・配備基準

種 別	配 備 基 準	配 備 要 員
警戒体制	1 気象警報（大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪）のいずれかが発表されたとき。〔自動配備〕 2 その他、村長が必要と認めたとき。	○課長級の職員 ○総務課・農林建設課の課長補佐級の

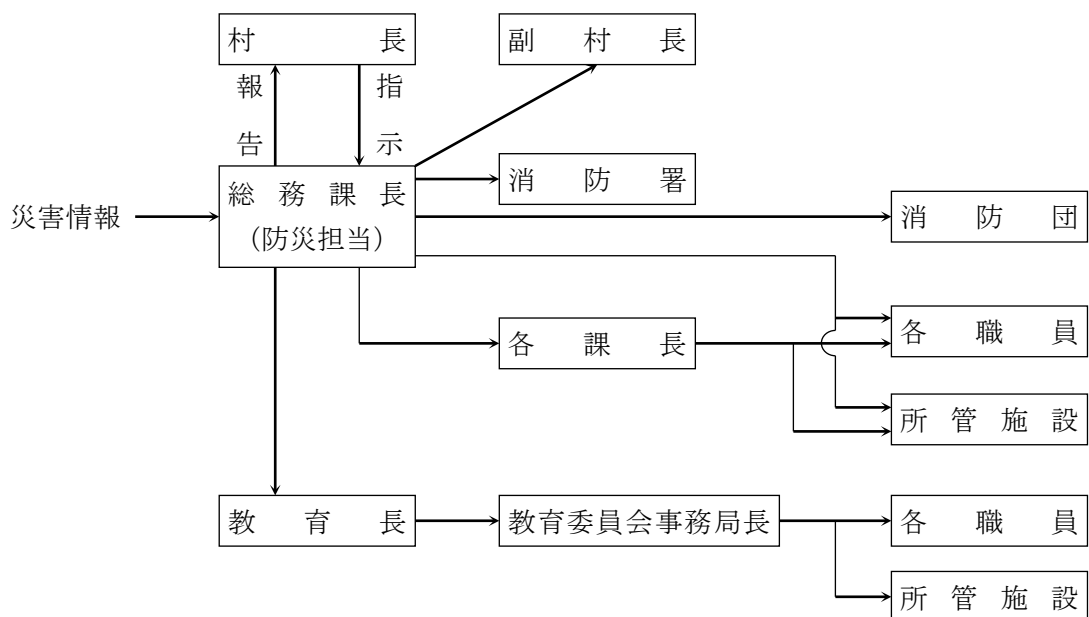
			職員 ○総務課の指定された職員
災害対策本部体制	1号動員体制	1 台風が近畿地方を通過することが確実であり、山添村に被害が発生するおそれがあるとき。 2 土砂災害警戒情報が発表され、特に警戒を要するとき。 3 局地的な災害が発生したとき。 4 その他、村長が必要と認めたとき。	○課長級の職員 ○課長補佐級の職員 ○総務課の指定された職員
	2号動員体制	1 村全域に影響が及ぶ災害又は局地的であっても被害が甚大な災害が発生したとき、若しくは発生するおそれのあるとき。 2 その他、村長が必要と認めたとき。	○全職員

※ 「自動配備」について

配備に該当する職員は、勤務時間外において自動配備基準に該当することを知ったときには、配備指示を待たず、直ちに参集するものとする。

(2) 配備指示の伝達系統

ア 勤務時間内



```

graph LR
    A[災害情報] --> B[宿日直者]
    B -- 報告 --> C[総務課長  
(防災担当)]
    C -- 指示 --> D[村長]
    C --> E[副村長]
    C --> F[消防署]
    C --> G[消防団]
    C --> H[各課長]
    C --> I[教育長]
    H --> J[各職員]
    H --> K[所管施設]
    I --> L[教育委員会事務局長]
    L --> M[各職員]
    L --> N[所管施設]
  
```

災害の発生により、電話等通信連絡が不通になっていることも予想されるため、職員は、状況判断により、自ら進んで登庁し、指示・命令を受ける。

交通途絶により登庁できない職員は、最寄りの村出先機関又は避難所等に参集するとともに、上司にその旨を報告し、指示を受ける。

村に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総合的な災害対策を遂行するため必要があると認めるとき、村長は、山添村災害対策本部条例（資料11－2 参照）に基づき、山添村災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(1) 本部設置の基準

(2) 本部廃止の基準

イ 予想された災害に係る危険がなくなったと認めるとき。

通知及び公表先	通 知 及 び 公 表 の 方 法	責 任 者
庁 内 各 課	庁内放送等	総 務 課 長
住 民	防災行政無線	総 務 課 長
県（県災害対策本部）	県防災行政無線又は西日本電信電話(株) F A X	総 務 課 長

4 本部の組織（資料1－1参照）

(1) 本部長（村長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副村長・教育長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 本部員（課長級の職員・消防署長・消防団長）

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事するとともに、所属職員等を指揮監督する。

(4) 本部会議

ア 本部会議の構成

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員により構成し、災害対策の基本的な事項について協議する。

イ 本部会議の開催

(7) 本部長は、本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要と認めるときは、本部会議を招集する。

(4) 各部の部長は、本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を本部長に申し出る。

ウ 本部会議の協議事項

(7) 本部の配備体制に関すること。

(4) 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

(7) 県その他関係機関に対する応急措置の実施の要請及び応援の要求に関すること。

(5) その他災害対策に関する重要事項

(5) 部

本部における各部の組織及び事務分掌については、資料1－2のとおりとする。

(6) 現地災害対策本部

災害の状況により、本部長が必要と認めるときは、災害現場付近に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置し、災害応急対策活動の指揮を行う。

ア 現地本部の開設

本部長は、前記(2)・(3)の者のうちから現地本部長を、また職員のうちから現地本部員を指名し、現地へ派遣する。

イ 現地本部の責務

(7) 災害の状況、災害現場出動部隊の活動状況を的確に把握し、住民の安全確保、被害の拡大防止をする。

(4) 出動機関相互間の指揮及び情報連絡体制の総括を図る。

(7) 入手した情報を逐次本部へ報告する。

(7) 村長の職務代理者の指定

村長不在時の指揮命令系統の確立のため、職務代理者の順位を次のように定める。

第1順位 副村長

第2順位 教育長
第3順位 総務課長

第6節 災害情報の収集・伝達計画

(全 部)

村は、県及び関係機関と連携し、災害情報（被害状況、避難状況等）の迅速・的確な把握に努め、把握した情報を必要に応じて住民に周知するとともに、速やかに県に報告する。

1 気象情報の伝達

(1) 気象予警報等

奈良地方気象台が発表する気象、地象及び水象に関する特別警報、警報、注意報、情報（以下「気象予警報等」という。）の種類及び発表基準は、次のとおりである。

〔特別警報の発表基準〕

(令和元年5月8日現在)

現象の種類	基 準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 (警戒レベル5に相当) 参考 雨に関する山添村の50年に一度の値 48時間降水量： 330mm 3時間降水量： 116mm 土壌雨量指数： 215
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により 暴風が吹くと予想される場合
高 潮	
波 浪	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量になる大雪が予想される場合

〔警報・注意報の発表基準〕

(令和4年11月24日)

山添村	府県予報区	奈良県		
	一次細分区域	北部		
	市町村等をまとめた地域	北東部		
大 雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	13	
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	111	

警 報		流域雨量指数基準	深川流域＝6、笠間流域＝83
		複合基準*1	—
		指定河川洪水予報 による基準	名張川 [名張]
	暴風	平均風速	20m／s
	暴風雪	平均風速	20m／s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm
	波浪	有義波	
注 意 報		高潮	潮位
	大雨	指数基準	6
		土壌雨量指数基準	83
		流域雨量指数基準	深川流域＝15.9、笠間流域＝10.4
		複合基準*1	—
		指定河川洪水予報 による基準	名張川 [名張]
	強風	平均風速	12m／s
	風雪	平均風速	12m／s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合。	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度65%	
	なだれ	積雪の深さが50cm以上あり最高気温10℃以上☆又はかなりの降雨*2	
	低温	最低気温－5℃以下*3	
	霜	4月以降の晩霜	
	着雪	24時間降雪の深さ：平地 20cm以上 気温：－2℃～2℃	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm
*1 （表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。 *2 気温は奈良気象台の値。 *3 気温は奈良気象台の値。			

(2) 火災気象通報及び火災警報

ア 定義

- (7) 火災気象通報とは、消防法第22条に基づき奈良地方気象台長が、気象の状況が火災の予防上必要であると認めるとき、知事に通報するものをいう。
- (4) 火災警報とは、消防法第22条第3項の規定に基づき、村長が知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であるとき、必要に応じ発表するものをいう。

イ 発表基準

区 分	発 表 基 準
火 災 気 象 通 報	実効湿度が65%以下で、最小湿度が40%以下となり最大風速7 m/s以上の風が吹く見込みのとき。 (降雨・降雪中は、通報しないこともある。)

火災警報が発せられたときは、山添村の区域にある者は、村の火災予防条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

村は、火災警報を発し又は解除したときは、防災行政無線、広報車・消防車等により、住民及び区域内の事業所等に通知するとともに、県（防災統括室）に通報する。

(3) 情報の受理、伝達

気象予警報等及び火災気象通報の伝達を受けたとき、あるいは異常現象を覚知したときは、次の方法により、管内の住民及び関係機関に対し、その周知徹底と対策等を講ずる。

ア 西日本電信電話(株)による伝達は、警報の種別のみであるから、県防災行政無線、ラジオ、テレビ放送により、又は最寄りの警察機関、水防機関等と連絡を密にし、的確な気象情報の把握に努める。

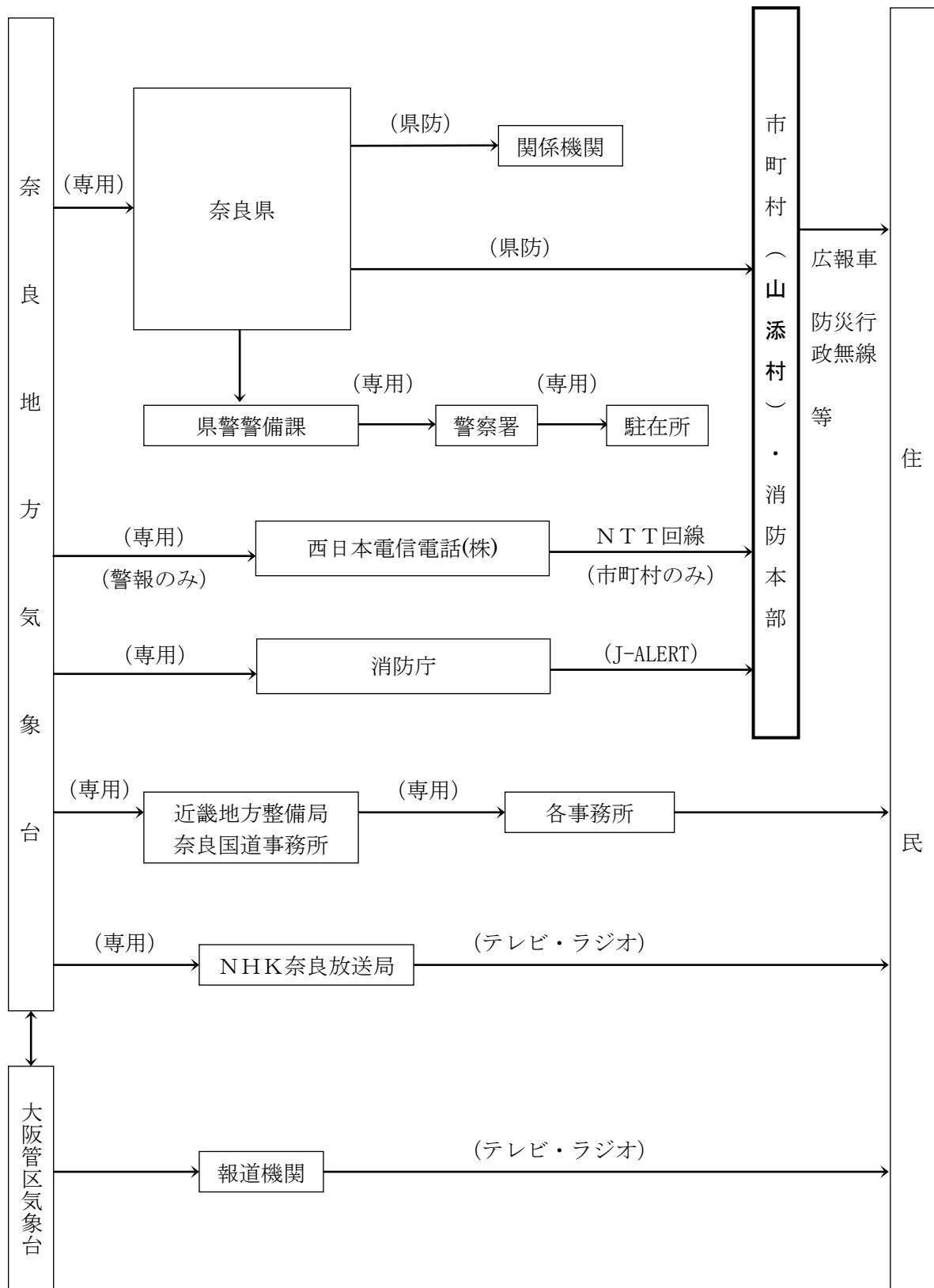
イ 異常現象を発見し、又は通報を受けたときは、県（防災統括室）及び奈良地方気象台に通知するとともに、現象によって予想される災害と関係のある県事務所又は隣接市に連絡する。

ウ 県（防災統括室）から火災気象通報の伝達を受けたときは、その地域の条件を勘案して火災警報を発する。

エ 火災警報を住民に周知するに当たっては、予想される災害の応急対策に関する指示も併せて行う。

オ 特別警報の伝達を受けたとき、あるいは異常現象を覚知したときは、住民及び関係機関に対し、直ちに周知するとともに対策等を講ずる。

伝達系統概観図

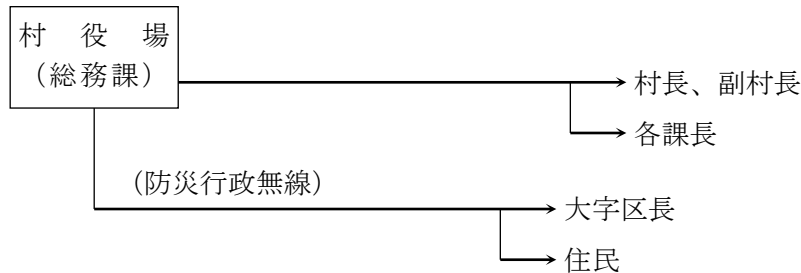


(県防) は県防災行政無線、(専用) は専用線又は専用無線を表す。

(4) 住民等への伝達体制

ア 勤務時間内における伝達

(7) 連絡系統図



(i) 連絡の方法

勤務時間内における気象予警報発表、解除の受信は、総務課で行い、必要に応じて関係各課長等、副村長、村長に伝達するとともに、防災行政無線等を通じて住民への周知を図る。

イ 勤務時間外の連絡方法

勤務時間外にあっては、宿日直者が受信し、総務課長の指示に従って村長、副村長、関係各課長等に伝達するとともに、防災行政無線等を通じて住民への周知を図る。

ウ 非常時の伝達体制

災害時における予警報等の連絡、伝達についても(1)によるが、通信線の途絶等のため伝達が困難な場合は、警報等の緊急の度合に応じて、特使又はその他適当な方法により、伝達を行う。

村は、消防団と連携して、無線放送その他の方法によって、関係住民に周知する。

2 早期災害情報の収集

村は、災害対応要員の動員、他機関への応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適応の要否の判断等を行うため、被害状況（人的被害、建物被害、道路被害、ライフラインの被害等）や避難状況（避難勧告・指示の発令状況、避難者数、避難所の開設状況、避難所の通信や備蓄の状況等）等の迅速・的確な把握に努める。

村は、被害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集する。

その際、被害が村の対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができない災害である場合は、至急その旨を県（防災統括室）及び国にそれぞれ通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。また、被害の詳細が十分に把握できない状況にあっても、入手できた災害情報の迅速な報告に努める。

3 異常現象発見者の通報

(1) 発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、遅滞なく、関係機関に通報する。

ア 火災に関する現象…通信指令センター「119」、総務課又は消防団

イ 水防に関する現象…総務課又は農林建設課

ウ その他に関する現象…総務課又は警察署

(2) 受報者の処置

異常現象の通報を受けた関係機関（職員）は、その旨を速やかに村長に通報する。

異常現象の通報を受けた村長は、県（窓口：防災統括室）、奈良地方気象台、その他の関係機関に通報する。

4 被害状況の調査・報告

村は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況等の情報を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

(1) 報告の基準

村は、報告責任者をあらかじめ定めておき、直ちに早期災害情報を県（窓口：防災統括室）に報告する。

なお、次の場合は、消防庁に対して直接報告する。なお、災害発生後の第一報（即報）は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

ア 県に報告ができない場合

県との通信手段が途絶するなど、被災状況により県への報告ができない場合には、直接消防庁に報告する。ただし、この場合にも、村は、県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は、県に対して報告する。

イ 消防庁に報告すべき災害が発生した場合

火災・災害等即報要領（昭和59年消防災第267号）の「直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知した場合、村は、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても報告する。（この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うこととなっている。）

奈良県防災統括室（災害対策本部総務情報班）への連絡先

代表電話	0742-22-1101	内線2288
直通電話	0742-27-8425	
宿日直室（夜間等）	0742-27-8944	
西日本電信電話㈱FAX	0742-23-9244	
奈良県防災行政無線	TN-111-9011	
奈良県防災行政無線FAX	TN-111-9210	
夜間等代表電話	0742-22-1001	

（宿日直室が受信し、宿日直室から防災統括室員に連絡する。）

消防庁への連絡先

区分		平日（9：00～17：00）	左記以外
回線別		※応急対策室	※宿直室
NTT回線	TEL	03-5253-7527	03-5253-7777

	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
奈良県防災行政	TEL	96-048-500-90-49013	96-048-500-90-49102
無線	FAX	96-048-500-90-49033	96-048-500-90-49036

ウ 伝達手段

村は、電話、FAX、奈良県防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から、状況に
 じ最も有効な手段を用いて情報を連絡する。

(2) 被害状況の調査

ア 被害状況等の調査は、次表に掲げる各課及び機関が関係機関及び団体の協力・応援を得
 て行う。

イ 被害状況等の調査に当たっては、関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう
 十分留意し、正確を期する。

ウ 被害世帯数については、現地調査のほか、住民登録と照合する等的確を期する。

エ 日常的に介護を必要とする要配慮者の被害状況については、特に配慮する。

調 査 事 項	調 査 機 関	主たる応援協力機関
人・住家の被害	村（総務課）	消防署、消防団
避難に関する状況 （避難勧告・指示等の発令状況、 避難所の開設状況、避難世帯数・ 避難者数）	村（総務課）	
福祉関係施設被害	村（住民福祉課）	
医療、環境衛生施設被害	村（環境衛生課・ 住民福祉課）	保健所
水道施設被害	村（環境衛生課）	
農業関係被害	村（農林建設課）	農林振興事務所、農協
農地、農業用施設被害	村（農林建設課）	農林振興事務所、農協
商工関係被害	村（地域振興課）	商工会
林地、造林地、苗畑、林道、作業 道被害	村（農林建設課）	農林振興事務所、森林組 合
林産物、林産施設被害	村（農林建設課）	農林振興事務所、森林組 合
公共土木施設被害	村（農林建設課）	農林振興事務所、土木事 務所
県有財産被害 （文教施設、警察関係施設を除く）	県各出先機関	村（関係各課）

文教関係施設被害	県教育委員会、村 (教育委員会)	
警察関係施設被害	警察署	村（関係各課）
生活関連施設等被害	指定公共機関等	村（関係各課）

(3) 報告の種別

ア 報告系統

村から県（防災統括室）への報告は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報とし、県（防災統括室）は、被害状況等を国に報告するとともに、必要があれば関係機関に連絡する。

イ 災害概況即報

村は、災害発生時の早期報告として、個々の災害現場の概況等を報告する場合には、災害概況即報（資料2-2（第4号様式（その1））参照）により、直ちに次の情報を県防災行政無線等で県（窓口：防災統括室）に報告する。

- (ア) 人命危険の有無及び人命災害の発生状況
- (イ) 火災等の二次災害の発生状況、危険性
- (ウ) 避難の必要の有無及び避難の状況
- (エ) 住民の動向
- (オ) 道路交通状況
- (カ) 災害対策本部等の設置状況
- (キ) その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

なお、災害発生時で、死傷者の有無、火災の発生等の被害状況の把握が不十分な場合においても、災害概況即報により、県に報告する。

また、火災・災害等即報要領の「直接報告基準」に該当する災害が発生したときは、直接消防庁に対しても報告する。

災害概況即報記入要領

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（大字名）及び日時を記入する。

イ 災害種別概況

- (ア) 風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- (イ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記載する。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点をおく。また、要配慮者の被害状況を併記（再掲）する。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して村（消防機関を含む。）が講じた措置について具体的に記載する。

特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の人員を記載する。

また、要配慮者の人員を併記（再掲）する。

(4) 災害対策本部等の設置状況

村長を長とした災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合は「済」に印をする。また、災害対策基本法に基づかない本部等を設置した場合は「その他の本部等」に印をし、カッコ内に名称を記入する。

ウ 被害状況即報

村は、災害が発生したときは村域内の被害状況及び応急措置の実施状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報（資料 2－3（第 4 号様式（その 2））参照）により報告する。

ただし、知事（災害対策本部長）が必要と認めた場合は、その指示に従って報告する。

エ 災害確定報告

応急対策終了後、14日以内に被害状況即報（資料 2－3（第 4 号様式（その 2））参照）と同様式で報告する。

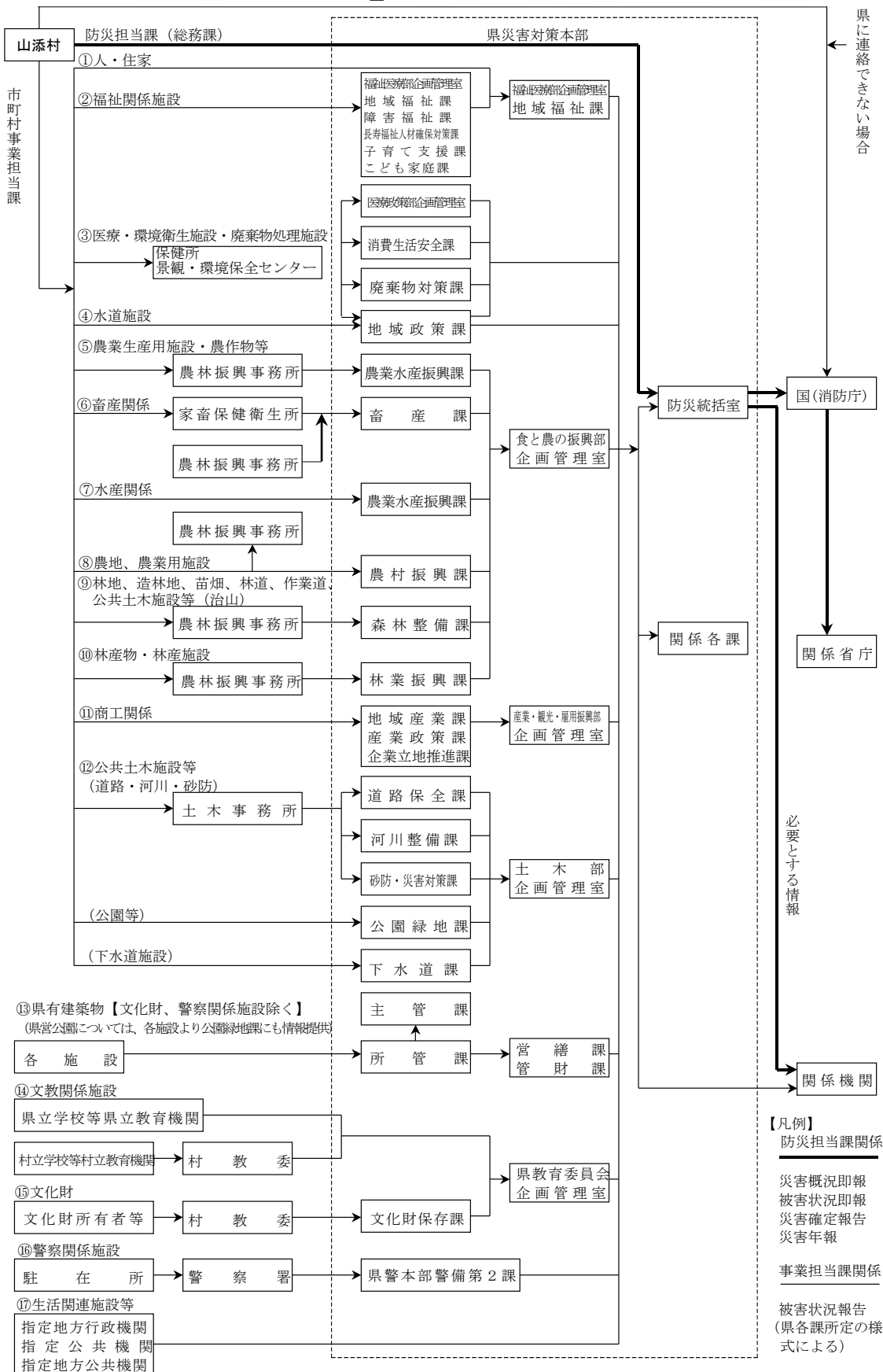
オ 災害年報

毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害による被害の状況を、翌年 3 月 10 日までに災害年報（資料 2－4（第 3 号様式）参照）により報告する。

(4) 県事業担当課への報告

村は、災害が発生したときは、担当する調査事項について被害状況を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

報告系統図



第7節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画

(総務課)

各種ヘリコプターを有効に活用するため、村は、関係機関と連携して災害に応じたヘリコプターの要請を行い、応援機等が到着後、迅速に応援活動に入れるよう体制整備に努める。

1 県消防防災ヘリコプターの派遣要請

(1) 災害時等の運航実施

県消防防災ヘリコプターの災害時等の運航は、「奈良県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「奈良県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、市町村長等（消防事務に関する一部事務組合管理者を含む。）の要請並びに総括管理者（県危機管理監）の指示等により、緊急運航の要件に該当する場合に実施することになっている。

(2) 緊急運航の要件

県消防防災ヘリコプターの緊急運航は、次に掲げる活動等で、地域並びに地域住民の生命、身体、財産等を災害から保護することを目的とするなど公共性を有し、緊急で差し迫った必要性が認められ、県消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がない場合に実施することになっている。

ア 救急活動

イ 救助活動

ウ 災害応急対策活動

エ 火災防御活動

オ 広域航空消防防災応援活動

(3) 緊急運航の要請先

緊急運航が必要な場合、村長は、消防署長に消防防災ヘリコプターの派遣要請の依頼を行う。

2 自衛隊へのヘリコプター派遣要請

自衛隊へのヘリコプター等の派遣の要請は、本章第23節「受援体制の整備」による。

陸上自衛隊第4施設団本部 第3科 防衛班	
電話 0774-44-0001	内線233・235・236・239
	(夜間は当直室 内線223)
防災行政無線 TN-571-11	(夜間は当直室 TN-571-12)

3 警察へのヘリコプター派遣要請

警察保有のヘリコプターの派遣要請については、次による。

奈良県警察本部警備第二課・地域課	内線5802
電話 0742-23-0110	内線3572

4 受入準備

(1) 消防署長は、緊急運航を要請した場合、防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入体制を整える。

- ア 離着陸場所の確保及び安全対策
- イ 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- ウ 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- エ その他必要な事項

(2) 消防署長は、ヘリコプター等の派遣等の事実を知り、又はその旨の連絡を受けたときは、緊急に次の措置を講ずる。

- ア ヘリポートに紅白の吹流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。
- イ 離着陸地点には「6 離着陸地点等の基準」の㊦記号を石灰、墨汁、絵具等を用いて表示する。
- ウ ヘリポート周辺への一般の立入りを禁止し、事故防止に努める。
- エ ヘリコプターの発着に障害となる物体については、除去又は物件所在地の表示をする。
表示方法は、上空から良く判断できるよう白布又は赤布等を縛り付ける。
- オ 離着陸周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるので、できるだけ取り除く。
- カ 離着陸の際には砂塵が発生するので、その防止対策として消防車等による散水を行う。
また、村及び災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者はヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部（防災統括室、総務情報班）に報告する。
なお、本村の緊急ヘリポートは、資料6－1参照のこと。

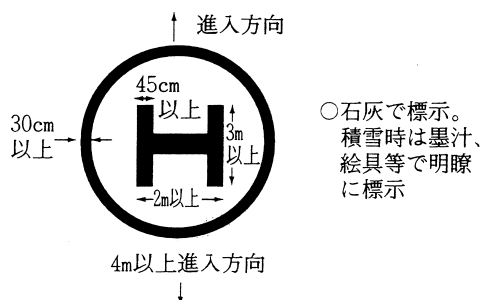
5 離着陸不能の条件

ヘリコプターの飛行又は離着陸不能の条件は、おおむね次のとおりである。

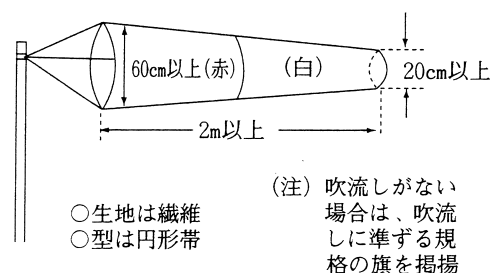
- (1) 雨天又は霧等が発生し、視界が不良の場合
- (2) 前線通過などのため突風や乱気流のある場合
- (3) 日没後
- (4) 着陸地の傾斜及び障害物が規定以上である場合

6 離着陸地点等の基準

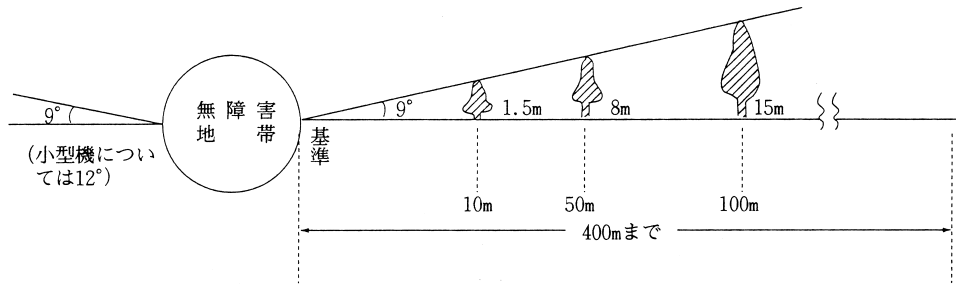
(1) ㊦の基準



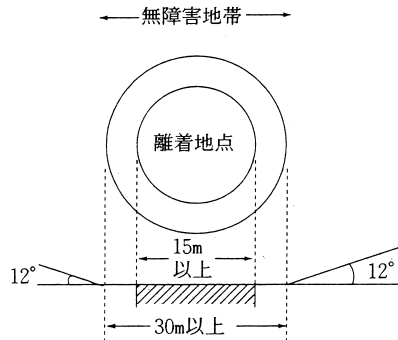
(2) 吹流しの基準



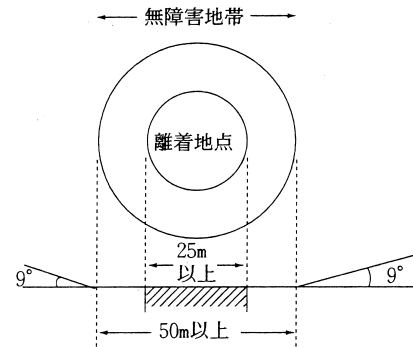
(3) 離着陸地点及び無障害地帯の基準



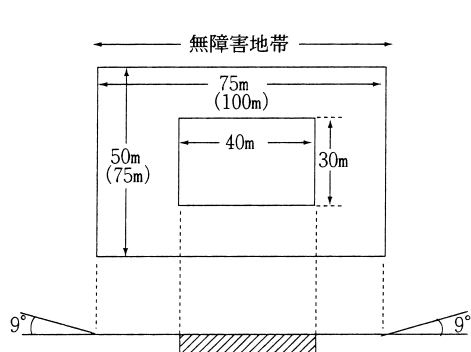
①小型機〈OH-6〉の場合



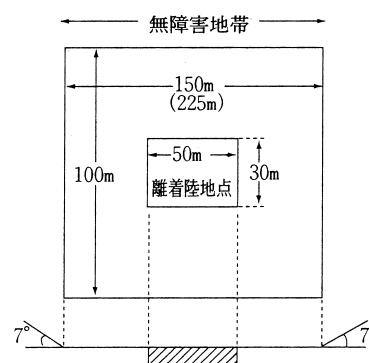
②中型機〈UH-1〉の場合



③大型機〈V-107及びUH-60J〉の場合



④大型機〈CH-47〉の場合



第 8 節 通信運用計画

(総務課)

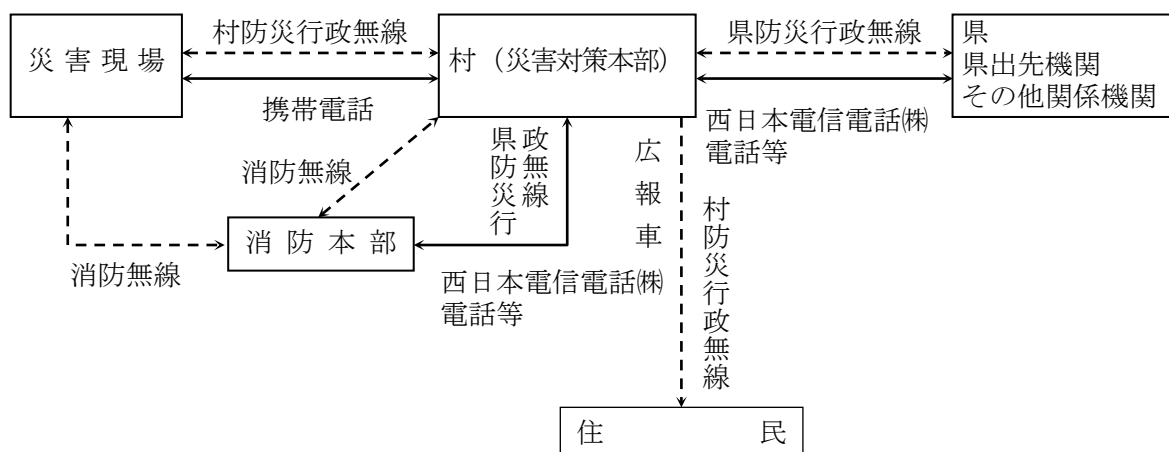
災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、防災関係機関相互及び住民との間における気象等に関する予警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受伝達の迅速確実を図ることはもとより、村の地勢から孤立地域の発生も予想されるため、通信施設を適切に利用する。

1 通信連絡手段の活用順位

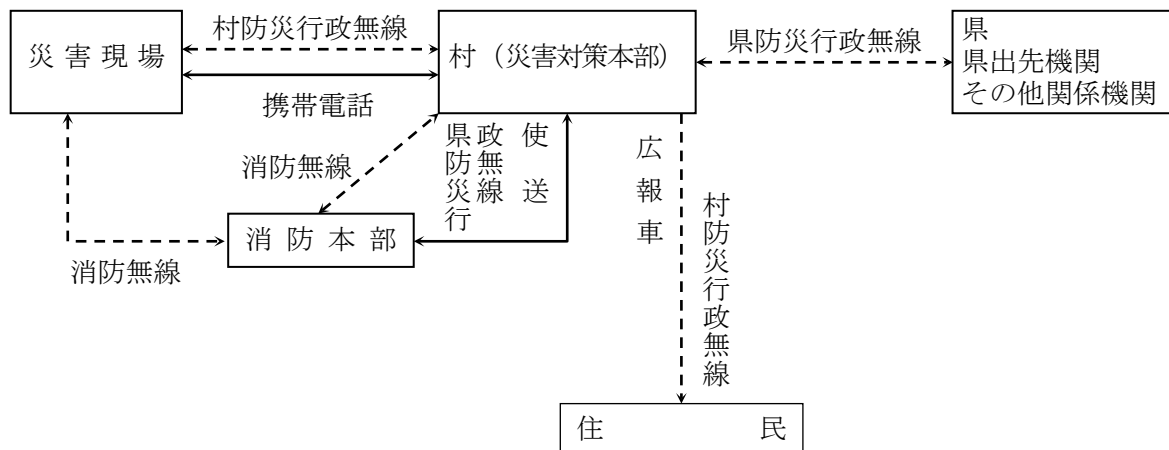
災害情報の伝達、報告等災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、一般加入電話によるもののほか、緊急の場合は、おおむね次の手段により速やかに行う。

連 絡 系 統 図

※ 通常の災害（西日本電信電話(株)電話等が使用できる場合）



※ 大規模災害（西日本電信電話(株)電話等が使用できない場合）



(1) 専用通信設備

- ア 県防災行政無線
- イ 村防災行政無線

(2) 西日本電信電話㈱電話等の優先利用

ア 災害時優先電話の利用（資料3－1参照）

災害時に通信の電話が著しくふくそうしたり、かかりにくい場合、あらかじめ指定した災害時優先電話（発信時において優先される）を発信専用として活用する。

イ 特設公衆電話の利用

災害により通信手段が途絶した地域、エリア内の通信確保のために、西日本電信電話㈱が小型ポータブル衛星装置等災害対策機器による特設公衆電話を設置した場合は、これを活用する。

ウ 災害用伝言ダイヤル等の利用

災害発生により著しく通信のふくそうが発生した場合は、安否の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル（171）等を利用する。

災害用伝言ダイヤルの利用方法

録音：171＋1＋被災者の電話番号＋伝言内容（被災地エリアの顧客）

再生：171＋2＋被災者の電話番号

(3) 西日本電信電話㈱電話等が利用できない場合

非常災害等により、有線通信系が被害を受け不通となった場合又はこれを利用することが著しく困難な場合は、電波法（昭和25年法律第131号）等の定めるところに基づき、非常通信（資料3－2参照）により防災業務を遂行する。

この場合、防災行政無線、消防無線等の自己所有の通信系を優先使用するが、必要のあるときは、非常通信協議会構成員所有の無線局又はアマチュア無線局の協力を求めて通信の確保を図る。

(4) 非常通信の利用方法

ア 非常通信の内容

- (ア) 人命の救助、財産の保全、遭難者の救護に関するもの
- (イ) 道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資料の手配、運搬要員の確保などに関するもの、その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関する事など、全て災害に係りして緊急措置を要する内容のもの

イ 非常通信の依頼手続

無線局に対し、次の事項を明らかにした文書により依頼し、文書の余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、また、余白の末尾に発信人の住所、氏名、電話番号を記入する。

- (ア) あて先の住所、氏名、電話番号
- (イ) 連絡内容（200字以内）

2 緊急放送の利用

村長は、気象に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置につい

ての通知、要請及び警告のため、緊急を要する場合で特に必要があると認めたときは、放送局に緊急放送を要請することができる。

なお、村長は、原則として知事を通じて要請する。ただし、県に災害対策本部が設置されていない場合で特に緊急を要する場合は、直接要請する。

(1) 放送要請事項

- ア 村の大半にわたる災害に関するもの
- イ その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの

(2) 放送要請内容

- ア 放送を求める理由
- イ 放送内容
- ウ 放送範囲
- エ 放送希望時間
- オ その他必要な事項

(3) 要請責任者

村において放送要請を行う場合は、責任者の職氏名を告げて行う。

3 通信施設の応急復旧

村は、災害により通信施設が被災した場合は、関係機関との協力のもと、早期復旧に努める。

〔県〕

県防災行政無線施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、県と市町村等相互間の無線通信回線の確保に当たることになっている。

〔関係機関〕

○西日本電信電話(株)

- (1) 災害及び重大事故のため通信が途絶し、又は通信がふくそうした場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の設置を実施するものとする。
- (2) 通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置状況等を広報するものとする。
- (3) 通話が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行うものとする。
- (4) 孤立地帯等が発生又は発生するおそれのある場合は、災害対策機器による措置を行うものとする。

○ケーブルテレビ施設（こまどりケーブル株式会社）

災害発生時におけるケーブルテレビの応急対策については、こまどりケーブル株式会社の計画により実施されるが、村は、村内におけるケーブルテレビ施設の応急復旧が円滑に早期実施できるように協力する。

第9節 広報計画

(総務課)

災害時に、住民の安全・安心の確保及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、防災行政無線、広報車等のあらゆる広報媒体を利用して、被災者等への広報活動を行う。

1 広報の内容

- (1) 災害発生状況（人的被害、住家被害等）
- (2) 気象予報・警報に関する情報
- (3) 二次災害に関する情報
- (4) 避難に関する情報
- (5) 公共交通機関の被害及び運行状況
- (6) 電気、水道、ガス、電話、ケーブルテレビ等（ライフライン）のライフライン施設の被害及び復旧状況
- (7) 主要道路の交通規制及び被害・復旧状況
- (8) 河川、橋梁等公共施設の被害・復旧状況
- (9) 医療救護所・医療機関等の開設状況
- (10) 給食、給水に関する情報
- (11) 生活必需品等の供給状況
- (12) 住民の心得等住民の安全・安心の確保及び社会秩序保持のための必要事項
- (13) その他必要と認められる情報

2 広報資料の作成

被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法に基づく救助活動等の資料及び記録の保存のため、極めて重要であるので、広報担当者は、各課と緊密な連絡を図り、資料作成を行う。また、必要に応じて「災害写真」、「山添村広報災害特集号」等を作成し、関係機関に配付する。

- (1) 広報担当者が撮影した災害写真
- (2) 防災関係機関及び住民等が取材した災害写真
- (3) 報道機関等による災害現場の航空写真
- (4) 災害応急対策活動取材した写真その他

3 一般住民に対する広報手段

主に被災地域及び被災者に対する直接的な広報活動を行う。

- (1) 広報車による呼びかけ、印刷物の配付・掲示
- (2) 自治会等に対する緊急避難情報の伝達（情勢に応じた連絡員の派遣）

- (3) 住民相談窓口の開設
- (4) 県を通じた報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）
- (5) 防災行政無線等コミュニティメディア
- (6) 村ホームページ、こまどりケーブル、インターネットによる広報

4 庁内連絡

広報担当者は、災害情報及び被害状況の推移を一般職員に周知させる。また、各課に対し、措置すべき事項及び伝達事項を併せて周知する。

5 報道機関に対する情報発表の方法

収集した災害情報については、災害対策基本法第53条による被害状況等の報告を終えてから、報道機関に対し、そのつど速やかに総務課長より発表する。報道事項及び広報の内容は、次のとおりである。

- (1) 災害の種別及び発生日時
- (2) 被害発生場所及び発生日時
- (3) 被害状況
- (4) 被害推定額
- (5) 応急対策の状況
- (6) 住民に対する避難勧告・指示等の状況
- (7) 一般住民又は被災者に対する協力の呼びかけ及び注意事項

6 被災者の安否情報

(1) 安否情報の提供

村は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

ア 被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

イ 被災者の同居でない親族又は職場等の関係者の場合

被災者の負傷又は疾病の状況

ウ 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

(2) 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、村に対し、次の事項を明らかにして行わなければならない。

ア 氏名、住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項

イ 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

ウ 照会をする理由

(3) 被災者に関する情報の利用

村は、安否情報の回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

第10節 公共土木施設の初動応急対策

(農林建設課)

災害時には、道路・河川等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施するうえで大変重要な施設である。

このため、二次災害の防止に配慮しつつ、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に緊急度、優先度を考慮して、施設の復旧に努める。

1 道路・橋梁等の応急対策

(1) 災害時の応急措置

村は、道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、パトロールを実施する。これらの情報により、二次災害にも配慮した応急措置を講ずるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。

(2) 応急復旧対策

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

2 河川・砂防施設等の応急対策

(1) 河川管理施設

洪水等により護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(2) 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

土石流、地すべり、崖崩れ等により砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係住民及び関係機関への連絡・通報を行い、巡回パトロールや二次災害防止のための監視など、必要な応急措置を行う。

〔県〕

県は、被害直後の初期段階において、被害情報が集中する市町村からの情報を収集し、被害状況の把握に努め、国、市町村等との情報の共有化を図るものとする。さらに、災害協定を締結する各種関係機関、団体等の協力も得て以下の内容等について実施する。

(1) 現地の被害情報の収集

(2) 緊急対応に必要な資機材の提供

(3) 河道の閉塞物の除去や道路交通確保のための障害物除去

(4) 被害箇所状況調査

また、近畿地方整備局が実施するTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）及びリエゾン（情報連絡員）による迅速な技術支援等の活動や、土砂災害防止法に基づく緊急調査（河道閉塞）との連携を図る。

第11節 道路等の災害応急対策計画

(農林建設課)

道路は、災害発生時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であり、一刻も早い機能回復が求められる。このため、速やかに情報収集を行い、路上の障害物の除去や簡易な作業による早期の道路啓開に努めるとともに、災害の拡大防止や二次災害の防止、交通路の安全確保のための応急対策を実施する。

また、冬期における路面凍結、降積雪時に、安全で円滑な道路交通を確保するため、連絡体制を確立するとともに、資機材等の調達を図り、迅速かつ適切な雪害対策を実施する。

1 道路災害

(1) 道路、橋梁、トンネル

ア 事故発生時における応急対策

(7) 被災状況の把握及び施設点検

村は、他の道路管理者との連携のもと、災害が発生した場合は、パトロール等により緊急点検を実施し、被害状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合は、速やかに関係機関に通報するなど所要の措置を講ずる。

(4) 負傷者の救助・救出

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関と連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。

(7) 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

村は、他の道路管理者と連携して、道路利用者の安全確保を図るため、被害箇所・区間において、必要に応じて交通規制、う回道路の選定、その誘導等の措置を講じ、交通路の確保に努める。また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、建設事業者等の協力を得て、路上の障害物の除去や、簡易な応急作業により道路啓開を行う。

(エ) 連絡・広報

村は、他の道路管理者と連携を図り、道路啓開に当たって、防災関係機関と相互に道路啓開に関する情報を共有化し、有機的かつ迅速に道路啓開を実施する。また、関係機関により確認された道路啓開に関する情報は、速やかに報道機関等を通じて住民へ広報する。

なお、住民に対する広報の内容は、以下による。

- a 道路等の土木施設の被害状況
- b 交通規制の状況
- c う回の方法

d 仮復旧（交通機能復旧）の見込み

e 本復旧の見込み

(4) 二次災害の防止対策

村は、他の道路管理者との連携を図り、災害発生後、現地点検調査を行い、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、応急措置を講ずるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

(5) 関係機関との連携

村は、災害が発生したときは担当する調査事項について、被害状況を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに管轄の土木事務所に報告するとともに、県防災統括室に報告する。

イ 応急復旧

(7) 道路

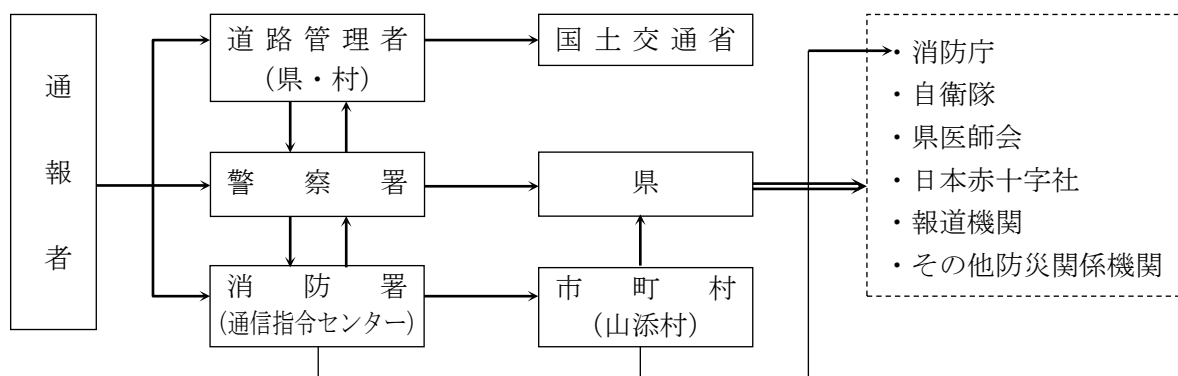
応急復旧工事は、道路啓開の後、施設の重要性・被災状況等を検討し、迅速かつ的確に緊急輸送道路を中心に順次実施する。村は、他の道路管理者との連携のもと、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(8) 占用施設

村は、簡易水道、電気、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、他の道路管理者と連携を図り、各施設管理者が実施する応急対策に協力、支援等を行う。また、当該施設の管理者は、緊急時には現場付近への立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置を取り、事後速やかに道路管理者に連絡するとともに、応急復旧を実施するものとする。

ウ 情報の収集・被害情報の伝達

大規模な道路事故災害が発生したときは、次により情報の収集・伝達を行う。



(2) 交通安全施設

村は、警察本部が実施する交通安全施設の応急対策に協力する。

(3) 林道

ア 応急措置

村は、森林組合等と連携を図り、災害発生後、速やかに林道施設の被害の状況を調査し、二次的被害を防止するための対策を講ずる。

イ 応急復旧

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、災害の程度が次の状況にあるときは、応急工事を早急に実施してもらえよう県に要請する。

- (ア) 食料の搬入が困難な場合
- (イ) 地元住民の生計の維持に支障を及ぼすと判断される場合
- (ウ) 復旧資材及び林産物の搬出に著しい影響がある場合

(4) 農道

ア 応急措置

村及び農道管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災箇所や危険箇所に対する点検を速やかに行い、被災状況を取りまとめ、県に報告するとともに、必要に応じて応急措置を行う。

また、著しい被害を生じるおそれがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、危険箇所への立入制限を実施する。

イ 応急復旧

住民生活に必要となる道路で二次災害のおそれのあるものについて、速やかに応急復旧工事を実施してもらえよう県に要請する。

〔県警察本部〕

災害・事故により信号機等交通安全施設の損壊、故障が生じた場合、警察本部は迅速にこれに対処し、被災地域内での交通の安全と緊急通行車両の通行の円滑化を確保することになっている。

(1) 信号機の緊急措置

災害・事故により信号機等交通安全施設の損壊、故障が生じた場合、警察本部は、迅速にこれに対処し、被災地域内並びに関連道路の交通の安全と緊急通行車両等の通行の円滑化を図る。

(2) 交差点における交通整理

被災地内及び関連道路の主要交差点には、交通整理員を配置し、交通の安全と円滑化を図る。

2 雪害対策

(1) 雪害対策計画の作成

村は、他の道路管理者との協力のもと、積雪期までに雪害対策計画を作成し、それに基づき雪害対策に備える。

ア 緊急連絡体制表

イ 要対策路線及び箇所の選定

ウ 請負業者の選定

エ その他、雪害対策に必要な事項

(2) 気象情報の把握

道路管理者は、気象情報に十分注意し、常に状況を把握する。

(3) 資機材等の配備

村は、他の道路管理者との協力のもとに、路面凍結、積雪時に必要な資機材を適所に配備しておく。

(4) 維持管理上必要な措置

村は、他の道路管理者との協力のもとに、路面凍結、積雪箇所において次の措置を行う。

ア 道路情報提供装置の点検

イ 「冬期凍結注意」・「積雪によるスリップ注意」等の看板設置

ウ 凍結防止剤の適所配置及び散布

エ 請負業者への出動要請及び指示

オ その他、冬期における道路の維持管理上必要な措置を行う。

(5) 他機関との調整

村は、他の道路管理者との連携を図り、路面凍結、積雪による事故防止のための通行規制等に伴う他機関（天理警察署等）との連絡調整を密にし、相互の協力体制を図る。

第12節 ライフライン施設の災害応急対策計画

(総務課・環境衛生課)

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努めるものとする。また、村は、積極的にこれらの応急対策に協力する。

なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

1 水道施設

あらかじめ定められた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施する。具体的対策については、本章第19節「給水計画」による。

2 下水道施設

村は、下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講ずる。

(1) 情報の収集、被害規模の把握

被害状況を早期にしかも的確に把握する必要から、下水道施設台帳等を活用し、被害状況の的確な把握に努める。

(2) 応急対策

ア 管渠

(ア) 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる止水、可搬ポンプ等による緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復を図る。

(イ) 工事施行中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。

イ 処理場

(ア) 停電により、ポンプ場及び処理場の機能が停止又は低下した場合、発電機等により機能回復に努める。

(イ) 処理場への流入量が異常に増加し、二次災害防止のための緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに関係機関へ連絡する。

(ウ) 処理場での下水処理機能が麻痺した場合は、応急的に簡易処理を行う等の措置を講ずる。

ウ 仮設トイレの確保

水道施設及び下水道施設の復旧までの間はトイレが使用できないため、各避難施設に仮設トイレを設置する。仮設トイレは、リース業者より調達する。

(3) 被害箇所の応急復旧

村内下水道指定業者と連絡をとり合い、応急的な復旧を早急に進める。

3 電力施設

災害発生時における電力施設の応急対策については、関西電力送配電(株)の計画により実施されるが、村は、村内における電力施設の応急復旧が円滑に早期実施できるように協力する。

4 電信通信施設

災害発生時における電信通信施設の応急対策については、西日本電信電話(株)及び携帯電話各社の計画により実施されるが、村は、村内における電話施設の応急復旧が円滑に早期実施できるように協力する。

5 ケーブルテレビ施設（こまどりケーブル株式会社）

災害発生時におけるケーブルテレビの応急対策については、こまどりケーブル株式会社の計画により実施されるが、村は、村内におけるケーブルテレビ施設の応急復旧が円滑に早期実施できるように協力する。

第13節 危険物施設等災害応急対策計画

(総務課)

災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

1 危険物施設

村及び消防機関は、危険物施設等が被害を受けた場合、関係機関と連絡をとり、災害の拡大を防ぐため、必要な措置を講ずる。

〔県及び消防機関〕

- (1) 防災関係機関及び流出下流地域への通報
- (2) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (3) 避難誘導及び群衆整理
- (4) 消防活動及び被災者の救出救助
- (5) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止
- (6) 周辺住民に対する広報

〔関係機関〕

○危険物施設管理者

- (1) 防災関係機関への通報

火災の場合は消防機関に通報するが、石油類流出の場合は「異常水質対応措置要領」に基づき、消防機関のほか村、郡山保健所、県環境政策課に次の事項を速やかに連絡するものとする。

- ア 発生日時及び場所
- イ 通報者及び原因者
- ウ 下流での水道水源の有無
- エ 現状及びその時点での対応状況

- (2) 消防活動及び被災者の救出救助
- (3) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

2 火薬類施設

火薬類貯蔵施設等の付近で火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火、爆発のおそれがある場合は、施設管理者と協力して応急措置をとる。

〔関係機関〕

○事業所等

- (1) 事業者は、火薬庫の周辺に災害が発生した場合、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、貯蔵中の火薬類を近隣の火薬庫等に迅速に搬出するものとする。

搬出に際しては、警察、消防機関及び県に対して連絡をとり、対処するものとする。

- (2) 火災・爆発等が発生した場合は、主に延焼防止活動を行うとともに、消防機関へ迅速に連絡し、消火活動等に必要な情報を消防吏員に提供するものとする。

- (3) 状況により、防災要員以外の作業者及び周辺住民に対して避難誘導を行うものとする。

- (4) 災害が発生した場合は、直ちに警察及び消防機関に連絡するものとする。

3 毒物・劇物保管施設対策

施設管理者との連携のもと、毒物・劇物の漏洩、流出、浸出、拡散等の事故が発生した場合は、次の応急措置をとる。

- (1) 保健所等防災関係機関への通報
- (2) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (3) 避難誘導及び群衆整理
- (4) 中和除毒の安全措置及び被災者の救出救助
- (5) 周辺住民に対する中毒防止方法等の広報活動
- (6) その他災害の状況に応じた必要な措置

第14節 救急、救助活動計画

(総務課・住民福祉課)

災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想され、救急救助活動も困難になると思われるので、救急救助活動の円滑化を図るために、次の点に考慮して実施する。

1 救急活動

- (1) 村は、迅速な医療救護活動を行うため、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。

被災地にDMAT（災害派遣医療チーム）が派遣された場合は、受入体制を整備し、その活動を支援する。

- (2) 村は、医療機関の受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重傷患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。
- (3) 村は県と連携し、道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などにはヘリコプター、ドクターヘリによる救急搬送を実施する。

〔住 民〕

住民は、救急関係機関が到着するまでの間、心肺蘇生等の応急手当を行い被害の軽減に努める。

2 救助活動

- (1) 村は、救助が必要な生存者の情報の収集に努めるとともに、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救助活動を行う。
- (2) 村は、自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、民間の業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

〔自主防災組織〕

自主防災組織等は、独力で救助可能な場合には自主的に被災者の救助を行う。

3 関係機関の相互協力

村は、関係機関等と連携を図り、救助活動等を行うに当たって、相互の情報提供や効率的な作業分担を行うための連絡調整窓口を設け、救急救助活動を実施する。

- (1) 県内市町村への応援要請

ア 村及び消防署は、自らの救助活動では対応できない場合は、奈良県消防広域相互応援協定及び近隣市町村との消防相互応援協定に基づく協定市町村に応援を要請する。

イ 村は、奈良県消防広域相互応援協定に基づき、奈良県消防広域応援基本計画に定めるブロック幹事消防本部から代表消防本部（代行消防本部）を通じて他の協定市町村へ応援要

請を行う。

(2) 他県への応援要請

村は、奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、ブ
ロック幹事消防署から代表消防本部を通じて知事に対し応援の要請を行う。

(3) 応援受入体制の整備

- ア 応援消防隊の結集場所、誘導方法の明確化
- イ 応援消防隊との指揮命令・連絡体制の明確化
- ウ 応援消防隊の種別、隊数、資機材の把握
- エ 資機材の手配
- オ 応援消防隊の野営場所、ヘリポートの確保

第15節 医療救護計画

(保健福祉課)

災害は、発生要因、被災範囲や、発生場所、発生時刻、発生時期により被災・被害の程度が大きく異なり、必要とされる医療の内容も、時間の経過に伴い変化する。

村は、県、天理地区医師会、日本赤十字社奈良県支部、奈良県医師会等、公的医療機関及び国立病院等と緊密な連携を図り、災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

1 医療救護活動

村は、被災状況に応じて、天理地区医師会長又は医療機関（資料5－1参照）に医療救護班の派遣を要請する。また、村の対応能力のみでは十分でないと認めるときは、県に医療救護班の派遣を要請する。

(1) 医療救護班の編成

村は、災害時の医療救護班を診療所職員及び保健師をもって編成し、携行医療衛生材料を整備し、常時出動し得る態勢を整えておく。

医療救護班編成表

	医 師	看 護 師	運 転 手	そ の 他
医療救護班	1	2	1	2

(2) 応援の要請

村の医療救護班の体制をもってしても、十分な医療救護体制が確保できないときは、県、日本赤十字社奈良県支部、奈良県医師会等に応援を要請する。

(3) 医療救護班の活動場所等

医療救護班は、村の設置、運営する救護所（資料5－2参照）等において医療救護活動を行うとともに医療ニーズを把握する。医療救護所の設置場所は、原則として次のとおりとする。

ア 負傷者が多数発生した災害現場

イ 避難所

ウ 負傷者が殺到する病院

(4) 医療救護班の業務内容

ア 傷病者の重傷度の判定（※注 トリアージ）

イ 傷病者に対する応急処置

ウ 後方医療機関への転送の可否及び転送順位の決定

エ 転送困難な患者及び避難所等における軽傷患者に対する医療

オ 助産活動

カ 死亡の確認

キ 遺体検案等への協力（状況に応じて）

※注 トリアージ…災害発生時等に多数の負傷者が発生したとき、負傷者にタグをはり、適切な搬送・治療が行われるように、傷病の緊急度や程度の判定を行うこと。

2 傷病者等、医療救護スタッフ、医薬品等の搬送体制

災害時の搬送体制は、道路交通状況に制約されるが、道路や交通機関の不通時又は遠隔地については、ヘリコプター等により空輸するほか、状況に応じた輸送を行う。

3 後方医療体制

〔県〕

- (1) 県は、独自の情報収集や、市町村・消防機関等からの依頼に基づき、奈良DMA Tの出動が必要と判断した場合、災害拠点病院（DMA T指定病院）に派遣要請を行う。
- (2) 県の対応能力のみでは十分でないと認めるときは、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等に基づき隣接府県に対し、傷病者等の受け入れを要請することになっている。

〔関係機関〕

○医療機関

災害拠点病院及び被災を免れた医療機関は、医療救護所等からの傷病者等を可能な限り受け入れ、治療に当たるものとする。

4 医薬品等の供給

村は、不足医薬品等の供給・調達については、県（保健所）や天理地区医師会へ支援を要請するほか、主要販売業者等から調達又は斡旋を依頼する。

〔県〕

- (1) 医療救護班及び市町村に対する支援用として、県医薬品卸協同組合等の協力を要請することになっている。
- (2) 医薬品等に不足が予想される場合には、国及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等に基づき隣接府県に支援を要請することになっている。
- (3) 血液製剤の供給

血液製剤の供給を要すると認めたときは、奈良県赤十字血液センターに供給を要請することになっている。

なお、県下における輸血用血液製剤の保管場所は下記のとおりである。

名 称	奈良県赤十字血液センター
所在地	大和郡山市筒井町600－1
電 話	0743－56－5916

5 被災者の健康状態の把握とメンタルヘルスケア

(1) 被災者の健康状態の把握

村は、避難所・応急仮設住宅等においての生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いことから、被災者の健康管理を行う。

ア 必要に応じて避難所に救護所を設ける。

イ 高齢者、しょうがい者等要配慮者に対しては、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等特段の配慮を行う。

ウ 保健師等による巡回相談を行う。

エ 保健師等による仮設住宅入所者等への家庭訪問・健康相談を行う。

(2) メンタルヘルスケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に影響を及ぼすことから、被災者に対するメンタルヘルスケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。

村は、保健所の協力を得て、必要に応じて、精神相談室を設けるとともに、巡回精神相談班（こころのケアチーム）を編成して、被災者に対する相談体制を確立する。

6 在宅難病患者に関する活動

村は、県の関係機関と連携し、災害時の在宅難病患者支握対策として、避難誘導と安否確認を行う。

(1) 地域住民の協力による難病患者の避難誘導と孤立患者の把握

(2) 訪問看護ステーション等による安否確認

第16節 緊急輸送計画

(総務課・農林建設課)

緊急輸送の実施に当たっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送について、応急復旧の各段階に応じて、迅速、的確に行う。

1 緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、ヘリコプターの活用を含む、総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進し、原則として次の優先順位をもって実施する。

段 階	輸 送 対 象
第 1 段 階	(1) 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等の人命救助に要する要員及び物資 (2) 災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資 (3) 情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員、及び災害対策要員並びに物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資 (6) 被災者に対して村（災害対策本部）等が供給する食料及び飲料水等生命維持に必要な物資 (7) 被災者に対して村（災害対策本部）等が供給する生活必需品等の物資 (8) 被災者の指定緊急避難場所から指定避難所等への移送
第 2 段 階	(1) 第1段階の続行 (2) 要配慮者の保護に係る福祉避難所への移送 (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な要員及び物資
第 3 段 階	(1) 第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な要員及び物資

2 緊急輸送体制の確立

輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の

量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。

(1) 車両による輸送

ア 輸送路の確保

緊急輸送を実施するため、緊急輸送路線を確保する。村は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要のあるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、村は、警察等と連携し、車両の移動等を行う。

イ 車両の確保

(ア) 総務課長は、村保有車両の運用を調整し、配分する。

(イ) 村保有車両が不足し、又は調達不能のため輸送が不可能となった場合は、民間業者又は関係機関等に対して応援を要請し、輸送力を確保する。

a 民間業者への依頼

村内の自家用及び営業用車両の保有者に対して協力を依頼する。

b 県又は他市町村への要請

村内で調達が不可能な場合は、県又は他の市町村に対して調達の要請を行う。

(2) ヘリコプターによる輸送

ア 緊急輸送及び陸上交通の途絶等のための孤立地帯への輸送は、ヘリコプターによる。村は、県に対して、緊急度に応じて順次、①県消防防災ヘリコプター ②自衛隊のヘリコプター ③県警のヘリコプターの派遣要請を行う。

派遣されたヘリコプターは、基本的に奈良県ヘリポートを基地とし、各広域防災活動拠点及び災害活動用緊急ヘリポートを活用し、孤立地帯との航空輸送の任に当たるものとする。

イ 災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者及び村は、災害活動用緊急ヘリポートの被災状況を調査し、県等に報告する。

〔関係機関〕

○奈良県バス協会、奈良県タクシー協会、奈良県トラック協会

災害発生時に、被災者の移送及び物資、復旧用資機材等の輸送の必要が生じたときは、県の要請に基づき、乗合乗用車や貨物自動車及び車両等の供給に協力するものとする。

3 応援要請

緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、県又は他の市町村に対し、調達、斡旋を要請する。

- (1) 輸送区間及び借上げ期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集結場所及び日時
- (5) 車両用燃料の給油場所及び給油予定量
- (6) その他必要事項

第17節 災害警備、交通規制計画

(総務課・農林建設課)

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、犯罪の予防及び交通規制等を実施し、住民の生命、身体、財産の保護及び災害時における社会秩序の維持に努める。

1 災害警備

村は、警察等が実施する災害警備計画に協力し、住民の安全を守るため、住民が避難した地域等について地域安全活動を強化し、犯罪の予防、財産の保護等に努める。

〔関係機関〕

○県警察本部

県警察は、奈良県下に暴風、大雨、洪水等による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体及び財産の保護並びに治安維持に万全を期するとともに、迅速且つ的確に警察活動を行うことになっている。

災害の発生に際しては、的確な状況把握と適正な判断により、速やかに初動体制を確立するとともに次に定める活動を行うことになっている。

- (1) 気象情報等の収集及び伝達
- (2) 被害の実態把握
- (3) 河川、ため池その他の危険箇所の警戒
- (4) 住民に対する避難の指示及び誘導
- (5) 人命の救助及び行方不明者の搜索
- (6) 死体見分又は検視
- (7) 被災地及びその周辺の交通規制
- (8) 災害に関する広報活動
- (9) 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動
- (10) 警察庁等への援助要求

2 交通規制

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて交通規制を実施するなど、陸上交通の確保に努める。

- (1) 各管理者が交通規制を実施する場合

ア 道路管理者

- (7) 道路の損壊、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合
- (4) 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合

イ 公安委員会等

- (7) 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために必要があると認めるとき
- (4) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要と認めるとき
- (7) 道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

(2) 交通規制措置の実施

ア 災害時における交通規制の実施

- (7) 村は、他の道路管理者、県警察及び公安委員会と連携を図り、緊急交通路の円滑な運行を図るため、交通要所において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。
- (4) この場合、当該区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要事項を周知させる措置をとる。

イ 交通規制が実施された区間における車両の運転手のとるべき措置

- (7) 速やかに当該車両を当該道路の区間以外の場所に移動するものとする。
- (4) 移動が困難な場合は、できる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により、駐車するものとする。
- (7) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従い、車両の移動又は駐車を行うものとする。

ウ 交通規制が実施された区間における路上放置車両等に対する措置

災害対策基本法第76条第1項により、交通規制が実施された区間においては、次の措置をとるものとする。

(7) 警察官

必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導を行うとともに、緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、運転手等に対して車両移動の措置命令を行う。警察官は、移動等の措置をとることを命じられた者が移動等の措置をとらない場合等は、自ら移動等の措置をとる。

(4) 自衛官

警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊緊急車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

(7) 消防吏員

警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

(3) 道路交通確保の措置

ア 道路交通確保の実施体制

村は、他の道路管理者、公安委員会との連携のもと、他の防災機関及び地域住民等の協力を得て、道路交通の確保を行う。

イ 道路施設の復旧

村は、他の道路管理者と連携を図り、(社)奈良県建設業協会等の協力を得て、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、道路施設の被害状況に応じた効果

的な復旧を行う。

なお、この場合、緊急輸送路を優先して行う。

ウ 交通安全施設の復旧

公安委員会は、緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先にして、交通安全施設の応急復旧を行うものとする。

エ 障害物等の除去

村は、路上における著しく大きな障害物等の除去について、必要に応じて、他の道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力して、所要の措置をとる。

(4) 緊急通行車両又は規制除外車両の確認等（資料6－6、6－7参照）

ア 緊急通行車両又は規制除外車両の標章及び証明書の交付

(7) 車両の使用者は、公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両又は規制除外車両であることの確認を求める。

(4) 公安委員会は、当該車両が緊急通行車両又は規制除外車両であることを確認したときは、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書を交付することになっている。

イ 緊急通行車両又は規制除外車両の確認事務

災害対策基本法施行令第33条に基づく確認事務は、公安委員会に対して行う。

(5) 交通規制実施後の広報

公安委員会は、交通規制を実施した場合、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ、秩序ある交通を確保するものとする。

第18節 食料、生活必需品の供給計画

(総務課・住民福祉課)

各災害の発生に際し、被災住民の保護を目的とした食料及び生活必需品等（以下「物資」という。）の供給について、村・住民などそれぞれの役割分担を明確にして、「山添村災害時受援計画」に基づき、県及び関係機関と連携を図り、迅速かつ的確・適切に行うための体制の確立を図る。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

1 村、住民の役割分担

(1) 村は、被災住民等に対する食料品等の物資の供給を行うために策定された計画に基づき、地域に即した方法等により供給を行う。また、物資の供給を行うため必要があると認めるときは、民間の施設・ノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。

(2) 住民は、各自備蓄していた3日分の食料を使用する。

また、個人又は地域において、物資の相互融通に努めるなど、被害を最小限度に抑えるための相互扶助を行う。

〔県〕

県は、市町村からの要請に応じ、または被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たずに物資を確保し供給を行う。また、県は、被災住民に供給する生活必需品等の物資及び市町村の要請を受けて必要となる物資についての供給を行う。また、被災市町村へ物資の供給を行うため必要があると認めるときは、倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用して迅速に供給を行う。

2 物資の調達・供給状況の報告等

村は、被災住民への物資の供給を実施するため、県と連携して迅速かつ緊密に正確な情報交換を行う。

(1) 住民等の状況を調査把握し、状況の変化に伴い逐次、県に報告する。

(2) 物資を調達及び供給したときは、その状況を速やかに県に報告する。

3 物資の供給

災害発生時において、村が県と連携して行う物資の供給は、次により行う。

(1) 村は、調達した物資を迅速かつ的確・適切に供給するために地域に即した具体的方法を検討し、速やかに実施するため、その環境及び体制を整える。

- ア 把握した被災状況により供給の範囲及び程度を把握する。
- イ 把握した被災状況により市町村間の応援協定に基づく実施方法等を検討する。
- ウ 輸送拠点・輸送等の物資の供給の方法及び供給体制等を決定する。
- エ 供給を行うための供給責任者及び担当者を指定し、その供給物資の種類・数量及び供給先の決定等の職務権限を決定する。
- オ その他、物資の供給に必要なことを定める。

4 食料（米穀）の供給

(1) 村は食料の備蓄を行うか、又は災害時における米穀販売業者等（資料8－1・8－2参照）からの調達・供給体制を整える等により、当面必要な供給量を確保し、被災者等に対し供給を行うものとする。また、供給を行うため、被災者の集合地での炊き出し供給体制を整備しておく。さらに不足が生じた場合には、知事に対し給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な数量等を通知・要請する。

(2) 村は、県との間に連絡がつかない場合、農林水産省生産局に対して直接に災害救助用米穀等の引渡しに関する情報を連絡する。この連絡を行った場合は、その旨を知事に連絡するとともに、災害救助用米穀等の引渡要請書により要請を行うこととする。

5 炊き出しの実施方法

- (1) 炊き出しは原則として、指定避難場所において行うが、必要に応じ災害現場で行う。（資料8－3参照）
- (2) 炊き出し施設、器材は、指定避難場所備え付けのもの等を使用する。
また、これらの器具及び燃料等を調達できないときは、必要な種類及び数量を明示して県に調達の斡旋を要請する。
- (3) 炊き出しに関する事務の責任者は、村長とする。
- (4) 記録等

炊き出しの状況（場所数及び場所別給与人員（朝、昼、夕に区分））を県に報告するとともに次の帳簿、書類を整備保存しておく。

- ア 炊き出し受給者名簿
- イ 食料品現品給与簿
- ウ 炊き出し、その他による食品給与物品受払簿
- エ 炊き出し用物品借用簿
- オ 炊き出しの協力者、奉仕者名簿

〔住民〕

住民及び自主防災組織は、地域内の販売業者等の協力を得て、必要な器具及び燃料を確保するものとする。

6 救援物資への対応

村は、救援物資の集積場所（資料8－5参照）が混乱したり不要物蓄積による弊害を防ぐため、受入・管理体制及び事務処理環境を整える。村限りでは困難な場合は県に援助を要請する。

また、集積場所における要員を確保し、救援物資の受入、記録、仕分け、梱包、搬送などを実

施し、被災者に対し迅速かつ適切に救援物資を配布する。

〔県〕

県は、全国から寄せられる救援物資は、受入、保管、仕分け、配送等に、多大な労力・時間・保管場所が必要となることから、その善意に配慮しつつ集積場所が混乱したり不要な物資が蓄積したりするなどの弊害が生じないように、個人等からの小口支援物資等は辞退する等の広報を行い、併せて被災住民のニーズのある物資情報の発信や市町村が行う受入・管理の支援等、必要な援助を行う。

- (1) 県は、救援物資の受入場所として、県・市町村施設だけでなく、民間施設を活用等、被災状況に応じて柔軟に各種施設を活用する。
- (2) 県は、市町村からの要請に基づき、市町村の指定する物資拠点へ直接配送されるように調整し、又は県の指定する物資拠点を經由して配分する。

第19節 給水計画

(環境衛生課)

災害により飲料水等を確保することができない者に対して、飲料水等の供給を行い、被災者の生活を保護する。

1 実施責任者

飲料水供給の実施は、原則として村が行うが、村において実施できないときは、近隣市町村の協力を得て実施する。

また、災害救助法を適用した場合（同法により知事が事務の一部を委任した場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合の給水は、「奈良県水道災害相互応援に関する協定」（資料11－6参照）に基づき、県が市町村相互間の連絡調整を行い、広域的な見地からその確保に努めることになっている。

2 拠点給水等

- (1) 村は、各水道施設（浄水場・配水池・消火用貯水槽を除く貯水槽）等による拠点給水の可能性を点検し、給水配水図等により、指定避難所、医療機関、福祉施設等の所在に配慮した給水体系を検討する。
- (2) 給水タンク等の搬送が可能な状況下においては、拠点給水を基点にして、トラック等による給水を実施する。

3 飲料水の確保

(1) 水源の確保

ア 水源施設が被災し、飲料水の確保ができないときは、井戸水、自然水（ため池、河川）又は防火水槽（プール等）の飲用に適するものを水源とする。

イ 給水容器・容器運搬用車両の準備をし、整備点検を行うとともに、飲料水の消毒薬品（次亜塩素酸ナトリウム等）については必要量を確保し、交通途絶事態にも対処できるよう、その保管場所・配置場所についても検討する。

(2) 水源の水質検査・保全

確保された水源は、ろ水器によりろ過し、あるいは化学処理を加えて飲用に適するか検査を行う。

また、あらかじめ水量、水質等の調査を適時行い、応急水源の保全に努める。

4 給水体制の確立、資機材の調達

- (1) 災害に備え、飲料水の確保に必要な人員の配備、応急給水、応急復旧用資機材（資料7－2参照）の整備点検に努めるとともに、村内指定業者との連絡を密にして、災害時の緊急体制を整える。

- (2) 各家庭及び住民に対して100 ～200 入りのポリ容器を常備しておくように指導を図る。

5 給水目標及び順位

(1) 給水目標

災害発生から の日数	一人当たり水量 (ℓ /日)	水量の用途内訳	主な給水方法
～3 日	3	飲料等（生命維持に最小限必要）	耐震性貯水槽、 給水車
4～10 日	3～20	飲料、水洗トイレ、洗面等（日周期 の生活に最小限必要）	配水幹線付近の 仮設給水栓
11～20 日	20～100	飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、シ ャワー、炊事等（数日周期の生活に 最小限必要）	配水支線上の仮 設給水栓
21～28 日	被災前給水量 (約 250)	ほぼ通常の生活	仮配管からの各 戸給水、共用栓

(2) 給水順位

医療機関、給食施設、社会福祉施設等の緊急性の高いところから優先的に給水を行うように配慮する。

6 給水方法

- (1) 給水に際しては、その場所・時間等について、被災地の住民に対する周知措置を講ずる。
- (2) 給水タンクによる場合は、近くの水道施設から補給水を受けることが要件となるが、給水範囲が広いときは、必要に応じて要所に水槽を設置し、給水の円滑化を図る。
- (3) 災害の規模により1 戸当たりの給水量を制限し、なるべく多くの住民に公平に行き渡るようにする。
- (4) 高齢者、しょうがい者、妊婦、乳幼児及び外国人等の要配慮者等の住民に配慮した給水方法を採用する。

7 水道施設の応急復旧

(1) 被害状況の把握

災害により水道施設に被害が発生し、給水が不能となった場合は、職員を派遣し、被害状況の把握に努める。

(2) 施設の応急復旧

ア 応急復旧工事は、指定水道工事業者に要請し、災害後直ちに復旧する。

イ 災害の規模によっては、隣接する市に応援を要請するとともに、村長を通じて県知事に応援の業者の斡旋を求める。

(3) 応急復旧順位

- ア 取水、導水、浄水施設
- イ 送配水施設
- ウ 給水装置

(4) 配水管路の応急復旧

ア 被災状況の把握をするとともに、指定水道工事業者等の協力を得て、応急復旧を行う。

イ 応急復旧順位として、次のように行う。

- (ア) 給水拠点までの配水管
- (イ) 医療機関等の緊急利水施設への配管
- (ウ) その他の配管

8 記録等

飲料水の供給等を行ったときは、次の書類、帳簿等を整備保存しておかなければならない。

- (1) 飲料水供給記録簿
- (2) 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿
- (3) 給水用機械器具修繕簿

9 応援要請

村内で飲料水の供給を実施することができないときは、「奈良県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、次の事項を示して県に調達斡旋を要請する。

- (1) 給水を必要とする人員
- (2) 給水を必要とする期間及び給水量
- (3) 給水する場所
- (4) 必要な給水器具、浄水用薬品、水道用資材等の品目別数量
- (5) 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数
- (6) その他必要な事項

第20節 防疫、保健衛生計画

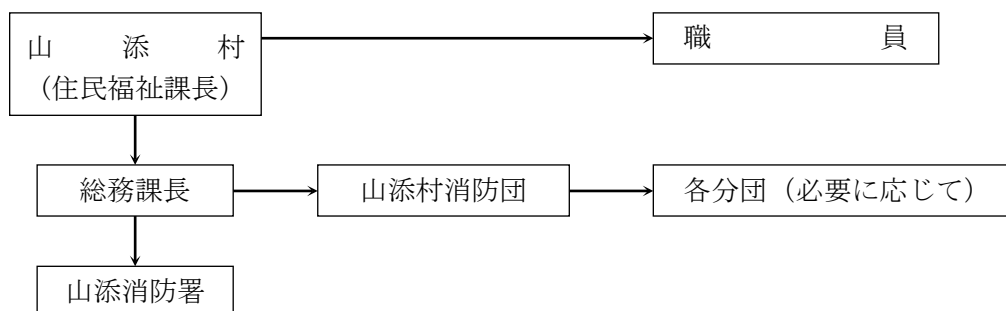
(総務課・住民福祉課・環境衛生課)

災害発生時には、生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下など、感染症が発生しやすい状況となるため、村は県の指導・指示に基づき防疫措置を迅速に実施し、感染症の発生及び流行を未然に防止する。

1 実施責任者

被災地の防疫は、村が保健所長の指導、指示に基づいて実施する。ただし、村の被害が甚大で、村限りでの実施が不可能又は困難なときは、郡山保健所に応援を要請して実施する。

2 防疫組織



3 防疫・保健活動

(1) 情報の収集

- ア 被災地の状況把握
- イ 資器材、薬剤等の確保及び施設の整備

(2) 防疫活動に必要な資器材の確保

- ア 機械
 - 消毒用噴霧器等を利用して防疫活動を行う。

イ 薬剤

村の備蓄薬剤を利用するが、不足分については、県に斡旋を要請するとともに、業者から購入する。

- (3) 感染症患者及び病原体保有者の発生家屋内、給食施設等の清掃
- (4) 薬品及び資器材による消毒
- (5) ねずみ族、昆虫等の駆除
- (6) 臨時の予防接種
- (7) 検病調査（健康診断及び検便）
- (8) 感染症のまん延時の処理

感染症法に基づき、処理する。

(9) 避難所の防疫措置

ア 避難所の管理については、保健所の協力を得て、食品衛生管理を行う。

イ 検疫調査については、保健所担当職員による調査を要請する。

(10) 防疫業務の実施基準

ア 消毒

知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施する。

なお、消毒に要する1戸当たりの使用薬剤の基準は、おおむね次表のとおりである。

災 害 の 程 度	薬 品 名		
	クレゾール (屋内)	普通石灰 (床下、便池及び周辺)	殺虫剤 (油剤)
床 上 浸 水 (全壊、半壊、流失を含む)	200g	6kg	1.8ℓ
床 下 浸 水	50g	6kg	0.9ℓ

イ ねずみ族、昆虫等の駆除

知事が定めた地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

なお、指定地域全体を通じて必要とする薬剤量は、おおむね次表の基準により積算した総量とし、被災家屋と無差別に実施することなく、実情に応じ、重点的に実施する。

薬剤の種類等 災害の程度	薬剤別、剤型別の基準数量	
	有機燐剤 (室内、床面、床上)	オルソジクロロール ベンゾール剤 (トイレ)
床 上 浸 水 (全壊、半壊、流失を含む)	油剤 1戸当たり2ℓ 乳剤(20倍液として使用する場合) 1戸当たり2ℓ 粉剤 1戸当たり0.5kg	1戸当たり40g
床 下 浸 水	油剤 1戸当たり1ℓ 乳剤(20倍液として使用する場合) 1戸当たり1ℓ 粉剤 1戸当たり0.5kg	1戸当たり40g

(薬剤の種類及び剤型は、現地の実情に応じ、適宜選択して差し支えない。)

(11) 飲料水の消毒及び衛生指導

(12) 避難所における住民の健康状態の把握と保健師等による巡回健康相談

(13) 記録等

防疫のため、予防接種等を行った場合は、次の書類、帳簿等を整備保存しておく。

- ア 災害状況及び防疫活動状況報告書
- イ 検病調査及び健康診断状況記録簿
- ウ 清潔及び消毒状況記録簿
- エ 臨時予防接種状況記録簿
- オ 防疫薬品資材受払簿
- カ 防疫関係支払証拠書類及び備蓄薬品等払出証拠書類
- キ 防疫関係機械器具修繕支払簿

〔住民〕

- (1) 住宅内の汚染物の清掃、消毒等は、努めて実施するものとする。
- (2) 避難場所等において、良好な衛生状態を保つよう注意するものとする。

4 食品衛生管理

被災地における食品の衛生確保を図るため、保健所や関係機関の協力を得て、監視指導を実施する。

(1) 被災者に対する安全で衛生的な食品の供給

炊き出し現場及び避難所等において、食品の衛生的取扱い・加熱調理・食用不適な食品の廃棄及び器具・容器等の消毒等について、必要に応じて指導する。

(2) 食品関係営業施設への指導

食品関係営業施設の実態調査を実施し、施設の構造・食品取扱設備・給水について、次の改善指導を行う。

- ア 滞水期間中の営業自粛
- イ 浸水を受けた施設の清掃、消毒
- ウ 使用水の衛生管理
- エ 汚水により汚染された食品の廃棄
- オ 停電により腐敗、変質した食品の廃棄

(3) 住民の食品衛生に対する啓発指導

被災地域の一般家庭に対し、次の啓発活動を行う。

- ア 手洗いの励行
- イ 食器類の消毒使用
- ウ 食品の衛生保持
- エ 台所、冷蔵庫の清潔

〔県〕

関係機関と密接な連携を図りながら、被災地の営業施設及び臨時給食施設（避難所等の炊き出し施設）の実態を把握し、食品衛生監視員による現地指導等の徹底によって、食中毒の発生を防止することになっている。

5 防疫・保健衛生用資器材の調達等

村は、防疫・保健衛生用資器材を確保するとともに、資器材の調達が困難な場合は、県に斡旋を依頼する。

6 愛玩動物の災害対策等

(1) 奈良県動物救護本部の設置

県は、奈良県動物救護本部設置要綱に基づき、「動物救護本部」を設置し、公益社団法人奈良県獣医師会、奈良市健康医療部保健所等とともに、次の事業を行う。

- ア 被災動物の保護収容、飼養管理、譲渡等に関する事業
- イ 傷病状態にある被災動物の応急措置、治療等に関する事業
- ウ 被災動物を飼養する者に対する飼養の支援等に関する事業
- エ 被災動物の救護に必要な施設、設備、物資等の提供又は貸与に関する事業
- オ その他、救護本部が定めた事業

(2) 飼養者の責務

ペットの飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。

(3) 特定動物の逸走対策

※法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。（例：ワニ、クマ等）

県は、特定動物の管理状況を確認し、逸走等の事態が生じている場合は、次の対策を講じる。

ア 飼養者への指示

特定動物の飼養者に対し、直ちに警察官に通報するとともに、付近の住民に周知し、捕獲その他の必要な措置をとるよう指示する。

イ 飼養者が対応困難な場合の措置

特定動物の飼養者が所在不明であったり、(1)の指示に関する飼養者の対応が困難であったりする場合等においては、飼養者に代わって警察に通報するとともに、市町村と連携して付近住民への周知に当たる。また、捕獲等が必要な場合は、警察等の関係機関に協力を要請する。

第21節 遺体の火葬等計画

(住民福祉課・環境衛生課)

村は、関係機関と連携を図り、遺体の搜索、処理、埋葬を的確かつ迅速に実施する。

1 遺体の搜索

- (1) 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して、消防署及び警察署は、消防団及び関係機関と連携をとり搜索を行う。また、被災状況により自衛隊、地元の協力を得て実施する。
- (2) 村長は、遺体の搜索、処理、火葬等について、村のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。
 - ア 搜索、処理、火葬別とそれぞれの対象人員
 - イ 搜索地域
 - ウ 火葬施設の使用可否
 - エ 必要な輸送車両の数
 - オ 遺体処理に必要な器材、資材の品目別数量
- (3) 住民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を村に提供するよう努めるものとする。
- (4) 遺体の搜索をしようする期間は、災害発生の日から10日以内とする。

〔県警察本部〕

県及び市町村と協力し、必要に応じて他の都道府県警察に応援を要請するなどして死体見分要員・場所等を確保するとともに、医師等との連携を密にして、迅速かつ的確な死体見分、身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に努めることになっている。

2 遺体の収容処理

- (1) 遺体の収容処理は、消防団、警察署の協力を得て、次の事項について行う。
 - ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
 - イ 遺体の一時保存
 - ウ 検案
 - エ 処理に必要な物資の調達
- (2) 発見した遺体その他の事故遺体は、村長が開設した遺体収容所へ収容する。
- (3) 死者の氏名並びに関係記録及び遺留品の調査表を作成する。
- (4) 身元不明者については、(3)の調査表を作成するか、遺体の撮影をし、衣類の一部を切り取って保管する等証拠の保全に努め、地元住民の協力を得て、身元確認のための手配を行い、火葬を実施する。

- (5) 遺体の氏名及び住所、性別、発見場所、身長、特徴等を遺体処理台帳に記載し、1体毎に棺桶に表示する。
- (6) 縁故者による遺体引き取りの申し出があった場合は、十分調査し、確認のうえ引き渡す。
- (7) 身元確認のため収容所に一時保存しておく期間は、3日程度とする。
- (8) 変死体については、警察署へ届け出る。
- (9) 相当期間引取り人が判明しない場合は、所持品等を保管のうえ火葬する。
- (10) 引取り人が判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、引取り人が判明次第、当該引取り人に引き継ぐ。
- (11) 無縁の焼骨は、納骨堂に収蔵するほか、墓地に埋葬する。
- (12) 火葬相談室等の設置により、遺体の火葬等の円滑な実施に努める。
なお、火葬場は資料7－5のとおりである。
- (13) 遺体の処理を実施しうる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

第22節 廃棄物の処理及び清掃計画

(環境衛生課)

災害時に排出される廃棄物（浸水・倒壊家屋等から排出される木材・家具などの廃棄物や生活ごみ、し尿等）が大量に発生することから、県と連携し「山添村災害廃棄物処理計画」に基づき迅速かつ計画的な処理を図る。

1 し尿処理・清掃活動体制の確保

- (1) 近隣の市町村及び廃棄物関係団体等による災害時の相互協力体制の整備
- (2) 仮設トイレやその管理に必要な消臭剤、脱臭剤等の備蓄及び調達体制の整備
- (3) 清掃及び防疫資機材の備蓄及び調達体制の整備
- (4) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄及び緊急出動体制の整備
- (5) 仮集積場所及び仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれきの広域的な処理・処分計画の作成等による応急体制の確保
- (6) 村長は、し尿及び廃棄物等処理業務が不可能又は困難な場合は、近隣市町村の各処理業者等の斡旋を県に要請する。

2 実施順序

- (1) 道路及び河川並びに公共的施設
- (2) 避難所及びその付近
- (3) 公共機関
- (4) その他の場所

【住民】

- (1) し尿、ごみの自家処理に必要な器具等の準備を行うものとする。
- (2) 自主防災組織の清掃班を中心として、資機材の点検を行い、必要に応じ臨時共同トイレの設置を準備するものとする。

3 し尿処理

- (1) 委託先と連携を図り、し尿処理施設の被害状況を把握するとともに、避難所及び避難人員の確認を行い、仮設トイレの必要数やし尿の収集処理の見込みを把握し、県に報告する。
- (2) 必要により仮設トイレの設置を行うとともに、冠水等により汚物が流出しないような場所に便槽を設置し、消毒等衛生上の配慮を行う。
- (3) 倒壊家屋、焼失家屋の便槽及び仮設トイレのし尿について、業者委託により収集し、し尿処理施設で処理する。
- (4) 必要により他市町村からの人員、機材等の応援を求め、収集運搬体制を確立する。
- (5) 収集運搬体制の確立が困難な場合は、県に支援を要請する。

4 生活ごみの処理

- (1) 避難所等の避難人員、避難場所の確認及びごみ処理施設の被害状況・稼働見込みについて把握するとともに、県に報告する。
- (2) 処理を計画的に実施するため、発生量を予測するとともに、県に報告する。
- (3) 生活ごみの処理に必要な人員・施設・車両等を確保する。
- (4) ごみの集積場所は、冠水等による流出や飛散等により生活環境に影響を及ぼさない場所を選定し、被災住民に集積場所及び収集日時の周知を行う。やむを得ず一時的な保管が必要となる場合は、できる限り生活環境に支障のない暫定的な仮置場を確保し、迅速な処理を行う。
- (5) 消毒用又は防臭用の薬剤及びごみ袋を配布するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し優先的に処理し、また処理するように指導、広報する。

〔住民〕

住民は、自主防災組織を中心として、村によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間、次の対応をとるものとする。

- (1) 可燃物等自分で処理できるものは努めて処理し、自分で処理できないものは指定された最寄りの仮置場へ搬出する。
- (2) 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設定し、住民に周知する。
- (3) 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。
- (4) 仮置場のごみは、村が定めた日時に仮集積場所へ搬出する。

5 がれき等の処理

- (1) 浸水家屋・倒壊家屋・焼失家屋等の数及びがれきの状況等から全体のがれき発生量を把握するとともに、県に報告する。
- (2) がれきが大量に排出され、処理施設への搬入が困難となる場合が考えられるため、生活環境に支障のない暫定的な仮置き場の確保を行う。
- (3) 危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

また、選別・保管・焼却のできる仮集積場所の十分な確保を図るとともに、最終処分までの処理ルートの確保を図る。

- (4) 損壊した建築物の残骸等持ち運びの困難なものを、仮集積場所及び処理場に運搬する。
- (5) がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

- (6) がれきの処理を行うとともに、必要な人員・運搬車両の確保を行い、不足する場合には、県に対して支援を要請する。

第23節 受援体制の整備

(総務課)

大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が村のみでは困難な場合も予想される。このような場合には「山添村災害時受援計画」、法令及び応援協定等に基づき、県、自衛隊等に対し災害派遣の要請を知事に求め、効率的かつ迅速な応急活動を実施する。

1 自衛隊への災害派遣要請計画

(1) 派遣要請の手続

ア 要請措置

- (7) 自衛隊の災害派遣要請は、文書又は口頭により、知事に対して派遣要請の要求をする。
- (4) 口頭で要求したときは、事後において速やかに文書による要求措置をする。
- (5) 状況により知事への要請の要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第4施設団長又は航空自衛隊奈良基地司令に通知する。

派 遣 要 請 先

○陸上自衛隊第4施設団長（主として陸上自衛隊等に関する場合）

京都府宇治市広野町風呂垣外1-1

西日本電信電話(株)電話 (0774)44-0001（代表）

通 信 相 手 第4施設団本部 第3科 総括班（内線235、236、239）

夜 間 通 信 相 手 第4施設団本部付隊当直（当直室）（内線223）

西日本電信電話(株)FAX (0774)44-0001（交換切替、内線233）

（第4施設団の交換台を呼び出し、内線233に切替を依頼した後、FAXボタンを押す。）

奈良県防災行政無線 TN-571-11

（衛星系） TN-571-12（当直室）

奈良県防災行政無線FAX（衛星系） TN-571-21

○航空自衛隊奈良基地司令（主として航空自衛隊に関する場合）

奈良県奈良市法華寺町1578 幹部候補生学校

西日本電信電話(株)電話 (0742)33-3951（内線211）、夜間（内線225）

西日本電信電話(株)FAX (0742)33-3951（交換切替、内線403）

（奈良基地司令の交換台を呼び出し、内線403に切替を依頼した後、FAXボタンを押す。）

- (エ) (ウ)の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。
- (オ) 知事は、災害派遣要請を行ったときは、次の機関に報告することになっている。

自衛隊奈良地方協力本部
 奈良市高畑町552
 西日本電信電話(株)電話 (0742)23-7001

- (カ) 知事は、陸上自衛隊第4施設団に連絡がとれず、派遣要請ができない場合は、次の機関に派遣要請を行うことになっている。

陸上自衛隊第3師団長（主として陸上自衛隊に関する場合）
 兵庫県伊丹市広畑1-1
 通 信 先 第3師団 第3部 防衛班
 西日本電信電話(株)電話 (0727)81-0021（内線3734）
 西日本電信電話(株)FAX (0727)81-0021（交換切替、内線3724）

イ 要請の要求事項

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域、作業箇所及び内容
- (エ) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況及びその他参考となるべき事項
- (オ) ヘリコプターの要請を必要とする場合にあっては、ヘリコプターの発着可能な場所

(2) 派遣要請の範囲

ア 被害状況の把握

車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

イ 避難の援助

避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索活動を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

オ 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。

カ 道路の啓開

道路が破損し、又は障害がある場合、それらの啓開又は除去に当たる。

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供する

ものを使用する。)

ク 人員及び物資の緊急輸送

緊急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

ケ 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。

コ 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。

サ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。

シ その他臨機の措置等

主として自衛隊車両の交通がふくそうする地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。

その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

(3) 派遣部隊の受入れ措置

ア 受入れ総括責任者は村長とする。

イ 連絡責任者は総務課長とし、県連絡員を通じて部隊の活動等の要請を行い、また、その活動を援助する。

ウ 総務課長は、派遣部隊の到着に備え、おおむね次のような準備を実施する。

(ア) 宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を準備する。

(イ) 派遣部隊との連絡調整に当たる現場責任者を定め、派遣する。

(ウ) 派遣の状況により、自衛隊の作業に必要な資機（器）材を確保し、到着後、直ちに活動できるよう準備する。

(エ) ヘリコプターの応援を受ける場合には、着陸地点、風向き表示などの必要な準備事項を行う。

(オ) 作業計画の連絡調整

自衛隊に対して作業を要請する場合は、次の事項に留意して応急対策活動の重複を避け、資機材の効果的な運用が図れるよう、防災関係機関との連絡調整に努める。

a 作業箇所及び作業内容

b 作業箇所別必要人員及び資機（器）材

c 作業箇所別優先順位

d 作業に要する資材の種類別保管場所及び調達場所

e 部隊との連絡方法及び連絡場所

エ 警察署長に連絡し、交通の整理、確保を図り、部隊のスムーズな移動が行えるよう配慮する。

オ ヘリポートの開設

本章第7節「ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」参照のこと。

〔関係機関〕

○自衛隊

自衛隊が自主派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
- イ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救助の措置を取る必要があると認められるとき。
- ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救助活動が明確な場合に、当該救助活動が人命救助に関するものであると認められるとき。
- エ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められるとき。

(4) 派遣部隊の撤収

村長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、その旨現地連絡調整者を通じて知事に報告し、派遣部隊の撤収を求める。

(5) 費用負担

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については、原則として村が負担するものとし、村において負担するのが適当ではないものについては県が負担する。

- ア 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料
- イ アに規定するもののほか必要経費で協議の整ったもの。

2 知事等に対する応援要請計画

- (1) 村長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする人員、物資、資機材等
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他応援に関し必要な事項

- (2) 村長は、被害の状況、村の消防力及び近隣の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動要請を行う。この場合において、知事との連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に対して要請を行う。

なお、緊急消防援助隊の活動内容は、次のとおりである。

- ア 消火活動
- イ 要救助者の検索、救助活動
- ウ 救急活動
- エ 航空機を用いた消防活動

オ 特殊な災害（毒劇物等）に対する消防活動

カ 特殊な装備を用いた消防活動

〔県〕

県内で災害が発生した直後、被災市町村では十分な応急対策を実施することができない場合において、市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県内全ての市町村が相互に協力し県が市町村間の相互応援に必要な調整を行うことを内容とする「災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定」を整備し、災害発生時、相互応援を実施する。

3 他の市町村長等に対する応援要請計画

村長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、応援協定等に基づき、他の市町村長等に対して応援を求める。

なお、消防に関する応援要請については、本章第30節「火災関係応急対策計画」による。

第24節 ボランティア活動支援計画

(住民福祉課)

村は、県及び関係機関・関係団体と連携を図り、ボランティアに関する被災地の情報の把握に努めるとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティア活動者への情報提供等に努め、円滑なボランティア活動を進められるよう支援する。

1 受入体制の整備

村は、大規模災害発生時において、県内外からのボランティア災害救援活動が円滑に実施できるようにするために、山添村社会福祉協議会が策定した「山添村災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、日本赤十字社奈良県支部等ボランティア関係組織と十分連携を密にして、村の役割分担を明確にし、効果的な対応をしなければならない。

(1) ボランティアの受入れ

村は、災害発生時における災害救援活動を申し出たボランティアの受入体制を確立するため、村社会福祉協議会と連携して、必要に応じて村災害ボランティア本部を設置するとともに、ボランティアの受入窓口を開設する。

(2) ボランティアに対する情報提供

被災地の状況及びニーズ、救援活動の状況などの情報をボランティアに対して的確に提供する。

(3) 県災害ボランティア本部との連携

村災害ボランティア本部は、県災害ボランティア本部との連携を図りながら、ボランティア活動の支援を行う。

(4) ボランティアの活動拠点及び必要な資機材の提供

ボランティアに対し、庁舎、公民館、学校などの活動拠点及び必要な資機材を提供するとともに、被災地、被災者のボランティアに対するニーズ等の情報を提供しつつ、地域の実情にあった活動が行えるよう、速やかに体制を整える。

2 専門職ボランティアとの連携体制の整備

(1) 専門職ボランティア（個人・組織）との効果的な連携による迅速かつ的確な応急対策の実施体制を整備していくために、アマチュア無線技士、医師等既存の資格等保有者、災害時の消火、救出、応急手当等の専門的な訓練・研修を受けている地域内のボランティアに協力を依頼する。

(2) 地域外専門職ボランティアの受入れについては、県災害対策本部と調整のうえ、派遣要請をする。

想定される専門職ボランティアの種類と活動内容

活 動 内 容	専 門 職 ボ ラ ン テ ィ ア の 種 類
消 火 救 助	消防職・団員OB
情 報 の 伝 達	アマチュア無線技士
安 否 確 認	民生委員・児童委員
広 報	外国語通訳者 点字通訳者 手話通訳者 インターネットノウハウの保有者
医 療 救 護	医療機関 薬局（問屋を含む。） 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師等 救急救命士
二 次 災 害 の 防 止	建築物の応急危険度判定士 斜面判定士 民間防災エキスパート 危険物取扱者 消防設備士
重 要 道 路 の 確 保	土木建設業者
交 通 整 理	警備業者
緊 急 輸 送	バス、タクシー、運送業者 特殊車両等の操縦、運転の資格者
食料、生活必需品等の確保	関係業者
要 配 慮 者 の 生 活 支 援	介護福祉士、社会福祉士 保育士、ケアマネジャー、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 ホームヘルパー、ソーシャルワーカー 手話通訳者、点字通訳者、外国語通訳者
清 掃 ・ し 尿 処 理 ・ 防 疫	関係業者
遺 体 の 処 理 ・ 搬 送 ・ 埋 葬	関係業者

〔県〕

- (1) 県は、関係機関・関係団体と連携して、ボランティアへの情報提供、参加要請及びボランティアのコーディネート等、ボランティア活動を支援する県災害ボランティア本部を設置する。
- (2) 県は、県が運営しているボランティア・NPO活動情報システム「奈良ボランティアネット」を活用し災害ボランティアの受入れ等情報発信を行い、活動を希望するボランティアの窓口となり調整を行う。

第25節 災害救助法等による救助計画

(総務課)

災害救助法の適用により、応急的、一時的な救助を行い、被災者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図る。

1 救助の種類

救 助 の 種 類
1 避難所の設置
2 応急仮設住宅の供与
3 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
5 医療及び助産
6 被災者の救出
7 被災した住宅の応急修理
8 学用品の給与
9 埋葬
10 遺体の捜索及び処理
11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

※ 災害救助法に基づく救助に関する事務は、知事が事務の一部を村長が行うこととする場合に、委任される。救助の委任を受けない事項についても、村長は知事を補助して救助を実施する。

2 被害認定（資料2－1参照）

被害の認定は、災害救助法適用時の判断資料としてだけでなく、住民等に対して救助を実施するに当たり、必要不可欠のものであるため、迅速かつ適正に行わなければならない。

村は、平常時からこれらの専門的な知識・技術のある建築関係技術者等を確保しておくよう努める。

3 災害救助法の適用手続

村長は、村における災害の程度が適用基準に達し、又は達する見込みがある場合は、直ちにその旨を知事に報告する。

4 適用基準

- (1) 住家が滅失した世帯数が、次の表の1号基準の世帯数以上に達したとき。（災害救助法施行令第1条第1項第1号）
- (2) 被害世帯数が、1号基準に達しないが、奈良県の区域内被害世帯数が1,500世帯以上で、本村の被害世帯が2号基準に示す世帯以上に達したとき。（災害救助法施行令第1条第1項

第2号)

(3) 被害世帯数が、(1)又は(2)の基準に達しないが、奈良県の被害世帯数が7,000世帯以上に達した場合で、本村の被害世帯数が多数であるとき。(災害救助法施行令第1条第1項第3号前段)

(4) 災害が隔絶した地域に発生し、被害者の救護が著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。(災害救助法施行令第1条第1項第3号後段)

(5) 多数の者が、生命身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当すること。(災害救助法施行令第1条第1項第4号)

なお、被害世帯数の換算は、次による。

○住家の全壊、全焼、又は流失の場合は、1世帯で1滅失に換算する。

○住家の半壊、半焼の場合は、2世帯で1滅失に換算する。

○住家の床上浸水の場合は、3世帯で1滅失に換算する。

災害救助法適用基準

	人 口 (人) (R2国勢調査確定値)	適用基準 (滅失世帯数)		備 考
		1号基準	2号基準	
山 添 村	3,226	30	15	※適用基準 1号基準 各市町村ごとに当該基準以上の世帯数滅失で適用 2号基準 県全体で1,500世帯以上の滅失があり、かつ各市町村ごとに当該基準以上の世帯数滅失で適用

5 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

災害救助法による救助の程度、方法及び期間は、資料11-3のとおりとする。

〔関係機関〕

○日本赤十字社奈良県支部

内規に基づき、次の救助を行うものとする。

(1) 全焼、全壊及び流失の場合

ア 毛 布 1人に対して1枚 (11月～翌3月は2枚)

イ 日用品セット 1世帯に対して1個 (内容は4人分)

ウ バスタオル 1人に対して1枚

エ 布 団 1人に対して1組 (11月～翌3月)

(2) 半焼、半壊、床上浸水又は避難所等に避難の場合

ア 毛 布 1 人に対して 1 枚（11 月～翌 3 月は 2 枚）

イ 日用品セット 1 世帯に対して 1 個（内容は 4 人分）

(3) 死亡者の遺族 見舞金 1 人 20,000 円

ただし、災害救助法が適用された場合は除く。

第26節 文教対策計画

(教育委員会)

児童・生徒等の安全のため、保育園、小学校、中学校等の学校教育施設（以下「学校等」という。）における防災計画を策定する。

また、災害等が起きた際の緊急避難の指示等の応急対応や、応急教育を実施するための施設・設備及び教員の確保について定める。

併せて、児童・生徒等が教育を受けることができるよう、教科書及び学用品の給与等の援助に関することや心のケアについても定める。

1 児童、生徒等の安全確保

学校等の責任者（以下「校長等」という。）は、次の事項に留意し、災害発生時における児童、生徒（以下「児童・生徒等」という。）の安全確保を図るため、防災計画を策定する。

(1) 防災体制に関する内容

- ア 校内の防災組織（平常時と災害時の役割の明確化、被災時における学校防災本部の設置）
- イ 教職員の参集体制（災害の種類や規模、発生時の状況に応じた教職員の参集体制）
- ウ 家庭や地域との連携（児童・生徒等の引渡し訓練や地域防災計画に基づいた訓練の実施等による日常的な連携強化）

(2) 安全点検に関する内容

- ア 安全点検の実施（点検場所、内容、責任者等を明確にした定期的な点検体制の確立）
- イ 防災設備の点検（防火シャッター、消火器、消火栓、救助袋等の定期的な点検）
- ウ 避難経路の点検（災害発生時の避難経路の点検、通学路の安全点検）

(3) 防災教育の推進に関する内容

- ア 防災教育の推進及び指導計画の作成（「第1章第5節 防災教育計画」参照）
- イ 教職員の指導力、実践力の向上（校内外の研修による防災リテラシー、応急処置能力の向上や「心のケア」対策の充実）

(4) 防災（避難）訓練の実施に関する内容

- ア 避難経路、避難場所の設定（地震、火災、風水害等の災害の種類に応じた複数の避難経路、避難場所の設定）
- イ 防災（避難）訓練指導（実践的で多様な訓練の実施）（「第1章第5節 防災教育計画」参照）
- ウ 児童・生徒等の安否確認
- エ 児童・生徒等の保護者への引き渡し訓練

(5) 緊急時の連絡体制及び情報収集

- ア 教職員及び保護者への連絡体制（複数の連絡方法の整備）
- イ 関係機関（消防、警察、医療機関等）への連絡体制
- ウ ラジオやテレビ、インターネット等による災害の情報収集（災害の内容や規模、地域の被害状況等）

(6) 学校等が避難所になった場合の対応

- ア 村及び地域との連携体制（施設開放の手順の確認等）
- イ 施設開放区域の明示
- ウ 避難所支援体制（避難者誘導、避難所運営組織づくり支援、名簿作成 等）

2 応急措置

校長等は、状況に応じて適切な緊急避難の指示を与え、応急措置を行うとともに、災害の状況について速やかに県及び村教育委員会へ報告する。

(1) 校内での応急対応

- ア 児童・生徒等、教職員自身の生命を最優先し、安全確保を指示する。
- イ 施設・設備の被害状況、危険箇所等の情報収集を行い、安全なルートを確認、状況に応じて校内放送等による全校避難（避難経路・避難場所）の指示を行う。
- ウ 非常持ち出し品の搬出を指示
- エ 避難場所において、避難場所の安全を再確認しながら、状況の把握に努め、二次避難の必要性を検討するとともに、児童・生徒等の安否確認を行い、必要性に応じて二次避難を指示する。

(2) 登下校時の応急対応

- ア 通学路及び学校周辺の情報収集、安全確認を行い、児童・生徒等の安否確認を指示する。
- イ 避難場所の安全を確認、確保するとともに、登校してきた児童・生徒等を誘導し、安全確保、安否確認を行う。

下校時においては、学校等に戻ってきた児童・生徒等を避難場所に誘導し、安全確認、安否確認を行う。

- ウ 保護者に対して、正確な情報を速やかに提供するとともに、窓口対応を一本化する。

(3) 学校行事（校外）における応急対応

- ア 現場の責任者との連絡を確保し、情報の把握に努め、児童・生徒等、教職員の生命を最優先し、安全確保と安否確認を指示する。

同時に、定期的な連絡、報告を指示する。

- イ 全体的な状況判断をもとに、可能ならば現場に応援の職員を派遣し、情報の収集と連絡経路を確保する。

- ウ 保護者に対して、正確な情報を速やかに提供するとともに、窓口対応を一本化する。

(4) 被害状況等の報告

- ア 公立の幼稚園、小学校、中学校では、被害状況等を村教育委員会に報告し、報告を受け

た村教育委員会は、県教育委員会企画管理室長へ報告する。

イ 公立の高等学校では、被害状況等を県教育委員会企画管理室長へ報告する。

3 応急教育

校長等は、学校教育活動が正常に実施されるまでの間、村教育委員会と連絡のうえ、被害の状況に応じ休校又は、短縮授業等の応急教育を実施する。村教育委員会は、災害により学校教育活動が中断することのないよう、応急教育実施のための施設又は教職員の確保等について、必要な措置を講ずる。

(1) 応急教育への対応

ア 教育委員会と連絡をとり、被害及び応急教育実施に必要な施設・設備、人員について報告する。

災害規模や被害の程度によっては、教育委員会へ専門家（被災建築物応急危険度判定士等）による判定を要請し、校舎や施設設備等の使用再開の決定は、専門家の調査結果を待って行う。

イ 校長等は、学校施設、教職員、児童・生徒等、通学路等の状況を総合的に判断し、教育委員会と相談のうえ、応急教育実施の時期を決定する。

ウ 学校等への避難が長期化することが見込まれる場合は、授業実施のための教室等の確保が必要となるため、近隣の代替施設及び学校敷地、近隣公園など仮設校舎等の建築可能場所をあらかじめ選定しておく。

エ 校長等は、授業の再開に向けて、できるだけ当該学校の教員をもって対応する。しかし、教員に被害が出た場合等授業の再開に支障をきたすときは、教育委員会と相談して教員の確保に努める。

(2) 児童・生徒等及び保護者への対応

ア できるだけ速やかに、教職員による家庭訪問、避難所訪問等を行い、児童・生徒等の正確な被災状況の把握に努める。

イ 休校や避難所等での応急教育の実施も視野に入れ、児童・生徒等の心のケアを優先的に考えた対応を行う。

ウ 児童・生徒等及び保護者への周知は、掲示、家庭訪問、メール、Webページ、電話、自治会等の放送などの中から利用可能な方法で実施する。

4 児童・生徒等に対する援助

(1) 学用品の給与

ア 被災児童・生徒等の掌握並びに所要教科書等の掌握の方法及び配分

(7) 校長等は災害後直ちに学校職員を動員し、被災児童・生徒等並びに所要教科書、文房具、通学用品の調査を行い、その結果を村教育委員会に報告する。

(4) 学用品の支給に当たっては、校長等を通じて配分する。

イ 災害救助法による学用品の給与基準

災害救助法については、本章第25節「災害救助法等による救助計画」参照。

(2) 転出、転入の手続

村教育委員会は、児童・生徒等の転出・転入について、状況に応じて、速やかな、かつ、弾力的な措置をとる。

また、転入学に関する他府県の対応等の情報及び手続等の広報に努めるとともに、窓口を設け、問い合わせに対応する。

(3) メンタルヘルスケア

児童・生徒等及び教職員の状態の把握、心の健康相談活動の推進等、P T S D（心的外傷後ストレス障害）等の問題について、相談窓口を設置し、その解消を図る。

〔県〕

県教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品についてその種類、数量を市町村教育委員会を通じて調査することになっている。

調査の結果、教科書等の学用品の確保が困難な市町村に対して、教科書等の学用品を給与するため、特約供給所等への協力要請等必要な措置を講ずることになっている。

第27節 文化財災害応急対策

(教育委員会)

文化財の応急対策は、文化財の安全性を確保することを第一の目的とする。応急措置の方法は、文化財の種別や災害の種類により異なるが、早急かつ適切に対応し、文化的価値を損なわぬよう、被害の拡大を防がなければならない。応急的な復旧については、将来の本格的な保存修理の方針や、今後予想される新たな災害への対策等をも視野に入れた対応が求められ、専門家と十分に協議する必要がある。

1 災害状況の把握

村は、災害が発生したときには、文化財の所有者又は管理者と協力して、被害状況を直ちに村教育委員会を通して、県教育委員会へ報告するとともに、二次災害等、災害の拡大防止に努める。

2 復旧対策

教育委員会は、別表「文化財災害応急処置」により、被害状況の結果をもとに、所有者及び管理者とともに、今後の復旧計画の策定を行う。

3 大規模災害における応急対策

災害の規模が大きく、本村限りでは応急対策がとれない場合は、県に支援を要請する。

〔県〕

奈良県下において大規模な災害が発生し、県・市町村の行政機関の機能が著しく低下し、単独では十分に被害状況調査等が実施できない場合、近隣府県への支援を要請することになっている。

別表

文化財災害応急処置

災 害 別	種 別 ・ 応 急 対 策
1 火災	1 焼損 素材が脆くなっている場合が多いので、取扱いは専門家の指示に従う。 2 煤、消火剤等による汚損 除去作業は専門技術を要するので専門家の指示に従う。 3 水損 通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ専門家の指示に従う。
2 風水害	1 物理的な損傷 被害状況を写真等で記録する。部材・破片等はもれなく集め、別途に収納保管し、廃棄や散逸のないよう注意する。 2 水損 火災の水損に準ずる。 3 がけ崩れ等による建造物の傾斜 二次災害に十分留意し、被害の拡大を防ぐため、支持材等により補強を施す。
3 全般	被害状況を写真等で記録する。美術工芸・有形民俗指定品においては、収蔵する建物の損壊等により、現状のまま保管することが危険である場合は、取扱いに慎重を期し、安全な場所に移動する。

第28節 風水害応急対策計画

(総務課・農林建設課)

風水害時は、河川の増水、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。このため、村は、水防団（消防団）等を出動させ、県をはじめ必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施し、被害の軽減を図る。

1 水防組織

(1) 水防本部の設置

村長は、水防に関する警報・注意報等の通知があったときからその危険の解消するまでの間、村に水防本部を設置し、水防事務を処理する。

ただし、山添村災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合される。

(2) 組織

水防本部の組織及び事務分掌については、本章第5節「活動体制計画」に定める災害対策本部の体制に準ずる。

2 水防配備

(1) 水防団員（消防団員）の配備

村長は、河川水位が上昇するなど、水防上必要があると認めるときは、水防団（消防団）を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(2) 村職員の配備

水防活動に係る村職員の動員配備については、本章第5節「活動体制計画」に定める配備体制に準ずる。

3 水防団（消防団）の出動準備・出動

(1) 出動準備

水防管理者（村長）は、次の場合、水防団（消防団）に対し出動を準備させる。

ア 水防警報第2段階を受信したとき。

イ 河川の水位が水防団待機水位(通報水位)に達してなお上昇のおそれがあり、且つ出動の必要が予測されるとき。

(2) 出動

水防管理者（村長）は、次の場合、直ちに水防団（消防団）の出動を要請する。

ア 水防警報第3段階を受信したとき。

イ 河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し危険が予測されるとき。

4 巡視及び警戒

(1) 巡視

水防管理者（村長）は、水防法第9条に基づき、平常時に2km毎に1人の基準で巡視員を設け、随時区域内を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、奈良土木事務所等に連絡する。

(2) 警戒

ア 水防管理者（村長）は、水防団待機水位（通報水位）に達したときは、巡視員を置き、異常を発見した場合は、直ちに奈良土木事務所に報告するとともに、水防作業を開始する。

イ 水防管理者（村長）は、水防法第22条に基づき、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求める。

5 雨量、水位の通報

(1) 水位の通報

水防管理団体又は奈良県所属の河川水位観測者は、出水のおそれがあるときは、水位の変動に注意し、次に該当する場合は、直ちに、現地指導班長（奈良土木事務所長）に報告しなければならない（水防法第12条）。

また現地指導班長は、この報告を受けた場合は、直ちに水防本部に連絡をする。

ア 報告とその間隔

- (ア) 水防本部設置時の水位から解散時までの毎正時
- (イ) 水防団待機水位（通報水位）に達したとき
- (ロ) はん濫注意水位（警戒水位）に達したとき
- (ハ) 避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき
- (ニ) 避難判断水位（特別警戒水位）を下ったとき
- (ホ) はん濫注意水位（警戒水位）を下ったとき
- (ヘ) 水防団待機水位（通報水位）を下ったとき

イ 報告様式

水位の報告は観測場所、日時、水位、増減の傾向、見込等を奈良県河川情報システムで行うこととするが、システム作動に異常がある場合等は、電話、県防災行政無線等で報告する。

(2) 情報交換の徹底

ア 水防管理者（村長）は、現地指導班長と相互連絡を密にし、必要な降雨、水位状況の情報交換に努めなければならない。

イ 水防管理者（村長）は、現地指導班長からの降雨、水位情報並びに自ら観測した降雨、水位状況等必要な情報を、住民、消防署（団）、その他関係機関に対して通知しなければならない。

ウ 住民は、異常に強い降雨、著しい水位の増加が見られた場合、速やかに、水防管理団体等水防機関に対し、通報しなければならない。

6 水防警報とその措置

(1) 知事の発する水防警報

本村に対象河川なし。

(2) 国土交通大臣の発する水防警報

ア 対象河川

国土交通大臣が水防警報を発する河川のうち、本村が対象となる河川は、名張川である。発表に際しては、区間を指定して行われる。

河川名		区 域	対 象 量水標	水 位 (m)	関係土木 事 務 所
名張川	左岸 右岸	三重県界から 山辺郡山添村大字吉田1133 番地の2地先 山辺郡山添村大字広瀬1584 番地地先	名 張	水防団待機水位 4.50 はん濫注意水位 6.00 避難判断水位 6.80 はん濫危険水位 7.60	奈 良

イ 水防警報の発表基準

水防警報の発表は、次の4段階に分かれて発表される。

階 級	警報の種類	内 容
第1段階	待 機	水防機関の出動のため待機を目的とするもので、気象予報の内容、又は上流の降雨状況により行う。
第2段階	準 備	水防資機材の点検、水門等の開閉準備、巡視の強化及び水防機関の出動準備等に対するもので、水防団待機水位(通報水位)を超えたとき、又は重大な水防事態の発生が予想されるときに出す。
第3段階	出 動	水防機関の出動の必要を警告して行うもので、氾濫注意水位(警戒水位)を超えたとき、又は事態が切迫したときに出す。
第4段階	解 除	水防活動終了の通知を行う。
適 宜	水 防 情 報	上流の雨量、水位、流量により水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等水防活動上、必要な水文状況を通知する。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

(注) 観測施設の故障、損壊等によって、水防警報を発表できないときは、理由を付して関係機関に通知する。

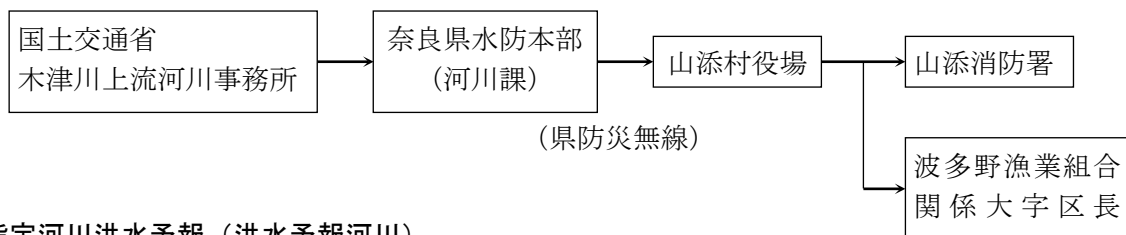
ウ 水防警報の発表時期

水防警報の発表は、対象区間を設定し、対象区間内の基準量水標に対して、各段階ごとにおおむね次の時期に発表する。

警報及び 情報の種類		河川名	名張川
		対象 量水標名	名張
水 防 警 報	待	機	はん濫注意水位に達する約3時間前
	準	備	はん濫注意水位に達する約2時間前
	出	動	はん濫注意水位に達する約1時間前
	解	除	水位がはん濫注意水位以下になり水防作業を必要としなくなったとき。
	水	位	適宜

(注) 警報のうち「待機」と「準備」については省略することがある。

エ 水防警報の通知



7 指定河川洪水予報（洪水予報河川）

知事は、国土交通大臣が指定した河川（洪水予報河川）について洪水予報の通知を受けたときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

種類	発表基準
はん濫注意情報 (洪水注意報)	水位がはん濫注意水位（レベル2水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
はん濫警戒情報 (洪水警報)	水位が一定時間後にはん濫危険水位（レベル4水位）に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
はん濫危険情報 (洪水警報)	水位がはん濫危険水位（レベル4水位）に到達したとき
はん濫発生情報 (洪水警報)	はん濫が発生したとき

水位危険度レベル

- ・レベル1：水防団待機水位からはん濫注意水位まで
- ・レベル2：はん濫注意水位から避難判断水位まで
- ・レベル3：避難判断水位からはん濫危険水位まで
- ・レベル4：はん濫危険水位からはん濫発生まで
- ・レベル5：はん濫の発生以降

8 避難のための立退き

- (1) 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条により、必要と認める区域の居住者に対し、信号、広報網、通信、その他の方法によって、避難のための立退きを指示することができる。
- (2) あらかじめ避難計画を作成し、避難場所、経路、収容人員、その他必要事項を定めておくとともに、危険区域との位置関係についても確認しておく。

9 水防用設備、資材、器具の整備

- (1) 水防倉庫、資材、器具

ア 村は、水防倉庫その他代用備蓄場を設け（なるべく水防活動に便利な場所を選ぶ）、資材器具を準備しておかなければならない。

資 材 器 具 品 名			
資 材		器 具	
袋類（麻袋、ナイロン袋、かます等）	板類	スコップ	のこぎり
杭	鉄線	つるはし	かけや
シート	釘	とびぐち	ペンチ
むしろ	かすがい	くわ	金槌
縄	蛇籠	かま	懐中電灯
丸太	砂	なた	

イ 器具資材の確保と補充

資材の確保のため、水防区域近在の資材業者の手持資材量を調査しておき、緊急時の補給に備えるとともに、器具資材の使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておかなければならない。

- (2) 雨量計

水防管理者（村長）は、区域内の適当な場所に雨量計を設け、常に降雨状況を把握するよう努める。

- (3) 量水標

ア 水防管理者（村長）は、必要に応じて、区域内の適当な場所に量水標を設置する。

イ 設置場所は、夜間又は相当な水位に上昇しても観測可能で、観測所から速報が可能な場所を選ぶ。

ウ 水防団待機水位、はん濫注意水位は横に赤線で示し、夜光塗料を塗布する。

- (4) 通信機

停電時の情報確保のため、ラジオ等を備えるとともに、防災行政無線等の適正な運用が行えるよう、運用体制及び機器の管理に努める。

10 輸送

水防管理者（村長）は、あらゆる非常事態を想定し、連絡経路、資材輸送の機動力確保等について万全の措置を講じておくとともに、あらかじめ輸送業者と輸送について協定しておく。

11 水防信号

水防に用いる信号は、次のとおりとする。

		サイレン信号
第 1 信 号	水 防 機 関 準 備	約 5 秒 約 5 秒 ○——休止○——休止 約 15 秒 約 15 秒
第 2 信 号	水 防 機 関 出 動	約 5 秒 約 5 秒 ○——休止○——休止 約 6 秒 約 6 秒
第 3 信 号	居 住 者 出 動	約 10 秒 約 10 秒 ○——休止○——休止 約 5 秒 約 5 秒
第 4 信 号	居 住 者 避 難	約 1 分 約 1 分 ○——休止○——休止 約 5 秒 約 5 秒
1 信号は、適宜の時間継続すること。 2 危険が去ったときは、口頭伝達等により周知すること。 3 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。		

第 1 信号 水防団待機水位を超え、なお、上昇のおそれがあり、巡視を強化し、資機材及び水樋門の開閉等、準備を行うことを知らせるもの

第 2 信号 水防団員及び消防機関に属する者が直ちに出勤すべきことを知らせるもの

第 3 信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者の出勤協力を知らせるもの

第 4 信号 必要と認められる区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

12 応急警戒復旧

災害時に実施する水防上の応急措置としては、特に河川護岸の応急補強などが想定されるが、適宜必要な応急措置を実施する。

13 河川管理施設

(1) 応急措置

村は、他の河川管理者と連携を図り、災害の発生において初動体制マニュアル等に従い、河川等の巡視を行い、必要な措置を講ずる。

(2) 応急復旧

初動体制の措置が完了した場合は、直ちに必要な箇所の巡視を行い、必要に応じて二次災害を防止するために、必要な応急工事を迅速かつ適正に行う。

14 ダム施設

〔関係機関〕

○水資源機構

(1) 応急措置

ア ダム施設管理者は、災害後の点検等によりダム施設に漏水や変形等、ダムの挙動で異常が認められ、かつ、急速に拡大するおそれがある場合には、各ダムの操作規則に基づいて、関係機関及び一般住民への連絡、通報を行うものとする。

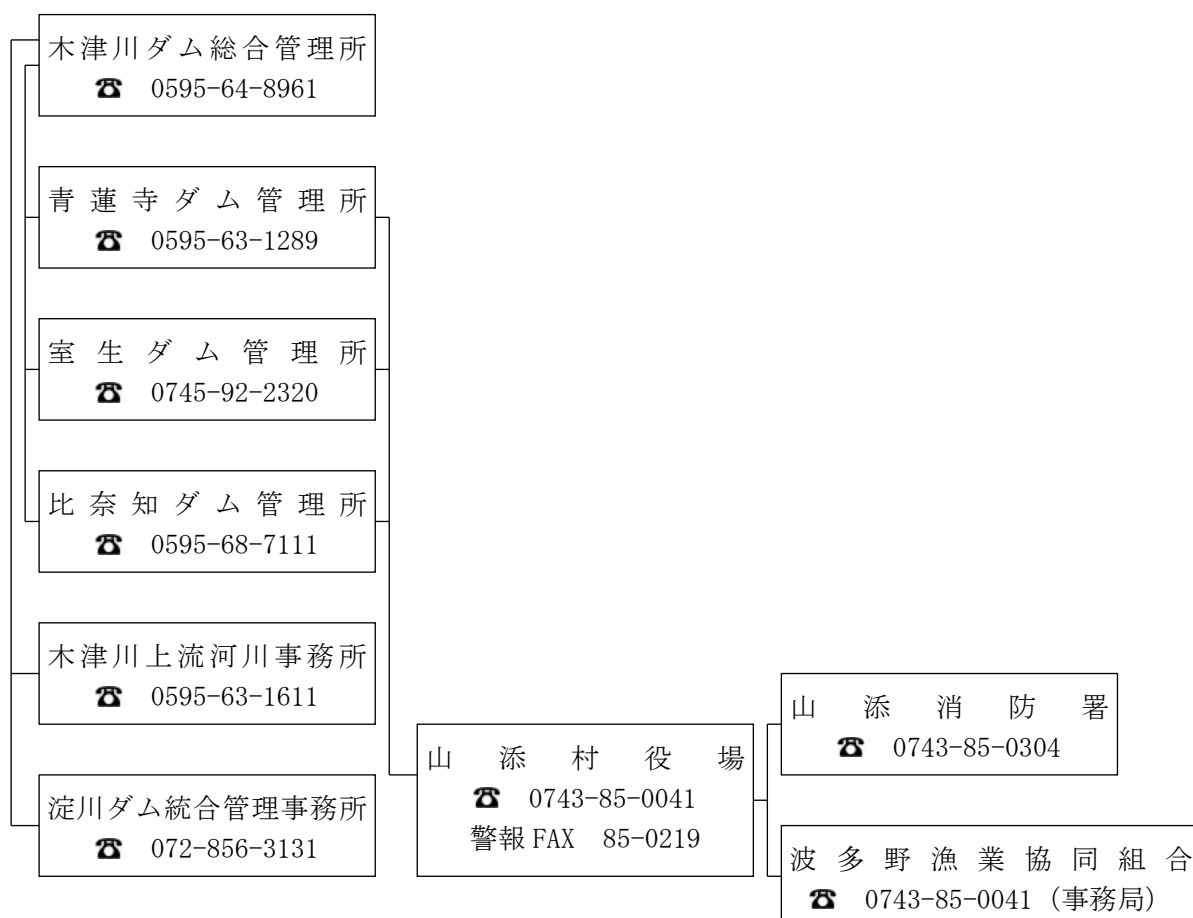
イ ダム施設管理者は、災害後の点検等により上記異常が認められた場合には、その程度に応じて貯水位制限等ダムに作用する外力を低減するための対策を実施するものとする。

ウ その他ダム施設の管理に関する事項の調整は、関係機関や水利権者間の調整等ダムの最小限の機能維持のための調整を行うものとする。

(2) 応急復旧

応急工事は、被害の拡大防止に重点を置くものとし、ダム施設管理者は、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施するものとする。

青蓮寺・室生・比奈知ダム放流連絡系統



第29節 地盤災害応急対策計画

(農林建設課)

風水害により土砂災害等が発生した場合、早急に土砂災害防止体制を確立し、関係住民への的確な避難及び応急工事等がスムーズにできるよう、現場での早急かつ適切な判断を行い、被害の拡大防止に努める。

1 土砂災害対策

村は、気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、施設管理者等との連携により、被害の拡大防止対策に着手する。

(1) 応急措置

ア 砂防施設

砂防指定地について、施設管理者との連携により、次の措置をとる。

(7) 砂防施設下流の人家、集落並びに関係機関への連絡、通報

降雨による出水で土砂の異常流出等が生じた場合は、その被災程度を砂防施設下流の人家、集落並びに関係機関へ連絡、通報し注意を促す。

(4) 被災地域の巡視等危険防止のための監視

砂防施設が被害を受けた場合は、その被害の程度に応じて巡回パトロール等を行うとともに、二次災害等に対する危険防止のための監視を行う。

イ 地すべり防止施設

(7) 危険区域に位置する人家、集落及び関係機関への連絡、通報

地すべりにより、下方の人家集落及び道路等に危険が及ぶおそれがある場合は、関係者及び関係機関に通報し、安全の確保に努める。

(4) 警戒避難の助言

地すべりが進行し、下方の人家、集落に危険が及ぶと推察される場合は、警察、消防団等関係者への警戒避難等必要な措置の助言を行う。

(7) 危険物、障害物等の除去及び増破防止工事の実施

地すべりが発生した地域に危険物や障害物が存在する場合は、地すべりが進行して危険な状態になる前にこれらを除去し、地すべりの進行を抑えるための増破防止工事を実施する。

(4) 被災地の巡視等危険防止のための監視

地すべりが発生した場合やその兆候が見られるときは、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

ウ 急傾斜地崩壊防止施設

(7) 危険箇所が存在する人家、集落及び関係機関への連絡、通報

急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じた場合、又はそのおそれが生じた場合には、危険な箇所が存在する人家、集落並びに道路管理者等関係機関への連絡、通報を行う。

(4) 警戒避難の助言

急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じ、被害が拡大するおそれがある場合は、被害の程度及び状況の推移に応じて、警察、消防団等関係者への警戒避難等に関する助言を行う。

(7) 被災地域の巡視等危険防止のための監視

急傾斜地での崩壊や急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けた場合には、被災地域での二次的被害の発生を防止するため、巡回パトロールや要員の配置等により、危険防止のための監視を行う。

(2) 応急復旧

応急工事は、被害の拡大防止に重点を置くものとし、被害の状況、本復旧までの工期、施行規模、資材並びに機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

(3) 二次災害の防止活動

村は、二次的な土砂災害の危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いとされた箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は、速やかに避難対策を実施する。

また、災害が発生した場合には、情報が錯そうし、混乱状態に陥ることが予想されるため、適切な情報提供を行う。

(4) 土砂災害緊急情報の活用

ア 県知事又は国土交通大臣は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第29条に基づき、緊急調査を実施した結果、次の状況にあると認める場合には、村長に対して土砂災害緊急情報を通知するとともに、一般に周知する。

(7) 自然現象の発生により一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があるとき

(4) 当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したとき

イ 村は、アの土砂災害緊急情報の通知を受けたときには、本章第1節「避難行動計画」に定める避難勧告・指示等の発令を行い、住民の安全を確保する。

2 被災宅地の危険度判定

(1) 村は、豪雨災害で宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、宅地の擁壁、法面等の崩壊による人命への二次災害を防止するために、村災害対策本部の下に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、実施計画を作成のうえ、被災宅地の危険度判定を実施する。

(2) 特に、庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地については、速やかに危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、使用禁止及び立入禁止等の措置をとるよう施設管理者に勧告する。

(3) その後、必要に応じて、他の宅地についても危険度判定を行うものとするが、被災宅地危

険度判定士の数が必要数に満たない場合は、県に対し、被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

3 山地災害

台風、集中豪雨及び林野火災等により発生した荒廃地、火災跡地について、村は、県等と連携して、現場の被災状況を早急に点検調査し、二次災害防止措置を講ずるよう適正な指導を行う。

4 ため池災害

- (1) 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。
- (2) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
- (3) 危険な場所への立入りの禁止や、通行止めなどの安全対策を行う。
- (4) 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

第30節 火災関係応急対策計画

(総務課・農林建設課)

火災はいったん大規模化すると、極めて大きな被害となることが予想されるため、村はもとより、住民、自主防災組織、事業所等も出火防止と初期消火を実施する。また、消防機関は、他の消防機関等との連携をとりつつ、その全機能を挙げて消火活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。

1 一般火災応急対策

(1) 出火防止・初期消火

災害発生直後の出火防止、初期消火の活動は、消防団、住民、自主防災組織及び自衛消防隊等により行われるものであるため、村は各消防機関と連携を保ちながら、あらゆる方法を通じて、住民等に出火防止及び初期消火の徹底を呼びかけるものとする。

(2) 消防活動の基本方針

村は消防活動について、被害発生の規模により人命の安全確保から物的被害の軽減まで、段階的に防御対象と範囲を定め、被害軽減のためにもっとも効率的な消防活動計画を作成し実施する。

ア 消防職員等の確保

イ 消防水利の確保

ウ 段階的防御方針

(ア) 火災が比較的少ない場合は、全ての火災に出動し、全火災を鎮圧する。

(イ) 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防御する。

(ウ) 火災が著しく発生し、最悪の条件下においても避難経路等の確保により、人命の安全を最優先とする。

(3) 消防活動の実施

ア 消防署

消防署長は、消防職員を指揮し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防及び救急救助活動を行う。

(ア) 火災発生状況等の把握

管内の消防活動等に関する情報を収集し、村及び警察署と相互に連絡を行う。

a 延焼火災の状況

b 自主防災組織の活動状況

c 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

d 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用

可能状況

- e 要救助者の状況
- f 医療機関の被災状況

(イ) 消防活動

- a 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等人命の安全を最優先にした消防活動を行う。
- b 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。
- c 住宅地及びその地域に面する部分の消火活動を優先させた消防活動を行う。
- d 救護活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を行う。
- e 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。
- f 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動と連携した消防活動を行う。

イ 消防団

(ア) 組織及び消防力（資料 9－1～9－3 参照）

(イ) 活動

消防団は、火災が発生した場合、原則として消防署長の指揮下に入り、消防署と協力して次の消防活動を行う。ただし、消防署出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと、消火活動等を行う。

a 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

b 避難誘導

避難の指示・勧告が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に避難させる。

c 救急救助活動

消防署による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 救急活動

ア 村は、消防署と連携して迅速な医療救護活動を行うため、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。

(注) トリアージ…災害発生時などに多数の負傷者が発生したとき、傷病者にタグを貼りと、適切な搬送・治療が行われるように、傷病の緊急度や程度の判定を行うこと。

イ 村は、消防署と連携して医療機関の受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者を最優先にして迅速、的確な搬送を実施する。

ウ 村は、消防署と連携して、道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や、遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などには、ヘリコプターによる救急搬送

を実施する。

(5) 救助活動

ア 村は、消防署及び消防団の全機能を挙げて、救助が必要な生存者の情報の収集に努めるとともに、資機材等を使用して、迅速、的確かつ計画的に救助活動を行う。

イ 村は、自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、民間の業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

ウ 村は、各防災関係機関との連携を図り、救助活動等を行うに当たって、相互に情報を提供するとともに、効率的に作業分担するための連絡調整窓口を設け、効率的な救急救助活動が実施できるようにする。

(6) 応援要請

ア 県内の消防応援協定

(7) 村及び消防署は、自らの消防力では対応できない場合は、奈良県消防広域相互応援協定及び近隣市町村との消防相互応援協定に基づく協定市町村に応援を要請する。

消防相互応援協定の締結状況

協 定 名	締結年月日	協 定 締 結 先	内容
西名阪自動車道消防相互応援協定	平成26年4月1日	奈良県広域消防組合 柏原羽曳野藤井寺消防組合 松原市	火災 救急 救助
奈良県消防広域相互応援協定	平成29年4月1日	県内すべての市町村	火災 救急 救助
名張市消防本部、奈良県広域消防組合消防相互応援協定	令和2年4月1日	名張市消防本部、奈良県広域消防組合	火災 救急 救助
伊賀市消防本部、奈良県広域消防組合消防相互応援協定	令和2年9月1日	伊賀市消防本部、奈良県広域消防組合	火災 救急 救助

(4) 奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援要請は、村長又は奈良県広域消防組合消防本部が行うものとする。ただし、災害の規模等により緊急を要し、村長からの応援の要請を待たずに応援出動した場合には、要請があったものとみなす。

[奈良県]

時 間 帯 別	連 絡 ・ 要 請 窓 口	西日本電信電話(株) 電 話 番 号	西日本電信電話(株) F A X 番 号	消 防 無 線 呼 出 名 称
昼 間	消 防 救 急 課	0742-27-8423	0742-27-0090	防 災
夜 間	宿 日 直 室	0742-27-8944	0742-23-9244	奈 良 県

〔消防本部〕

機 関 名	時間 帯別	連絡・ 要 請 窓 口	電話番号	電 話 ファクシミリ 番 号	衛星系TEL・ 防災FAX	無線呼 出名称
奈 良 市 消 防 局	昼 間	指令課	0742-35-0119	0742-33-8423	*-540-561	奈良 消本部
	夜 間	同上	同 上	同 上	*-540-571	
奈良県広域消防組 合消防本部	昼 間	警防課	0744-26-0119	0744-46-9113	*-550-11	奈良 広本部
	夜 間	通 信 指令セ ンター	0744-26-0115	0744-46-9175	同 上	

イ 他都道府県への応援要請

村長は、被害の状況、村の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動の要請を行う。この場合において、知事との連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に対して要請を行う。

ウ 応援受入体制の整備

- (ア) 応援消防隊の結集場所、誘導方法の明確化
- (イ) 応援消防隊との指揮命令・連絡体制の明確化
- (ロ) 応援消防隊の種別、隊数、資機材の把握
- (ハ) 資機材の手配
- (ニ) 応援消防隊の野営場所、ヘリポートの確保

〔県〕

知事は、市町村長から応援要請を求められたとき、又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めたときは、直ちに消防組織法第44条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊等の出動要請を行うとともに、必要に応じて「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を行うことになっている。

〔住民・自主防災組織、事業所〕

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努めるものとする。

また、可能な限り、自主的な救急救助活動に努めるものとする。

(1) 住民

- ア 家庭用消火器、風呂のくみおきの水等で可能な限り初期消火活動を行う。
- イ 住民は、救急関係機関が到着するまでの間、心肺蘇生等の応急手当を行い、被害の軽減に努める。

(2) 自主防災組織

- ア 消火器、可搬消防ポンプ等を活用して、初期消火に努める。

イ 消防隊（消防署、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

ウ 独力で救助可能な場合には、自主的に被災者の救助を行う。

(3) 事業所

ア 火災予防措置

火気の消火及び危険物、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

イ 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

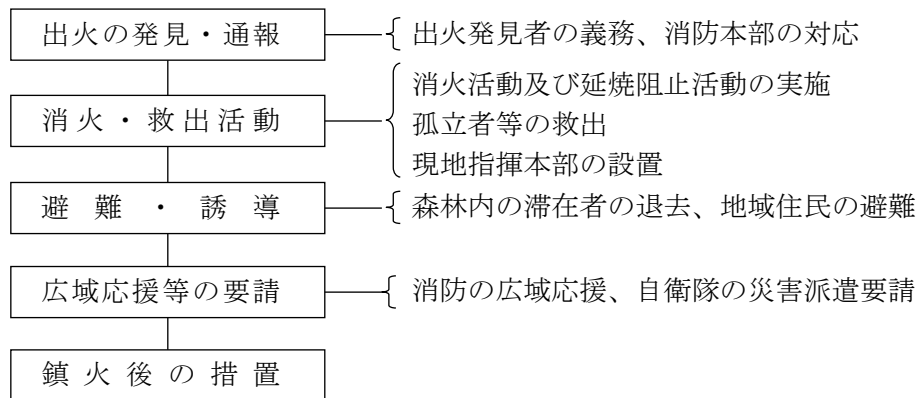
(7) 周辺地域の居住者等に対し、避難などの行動をとるうえで必要な情報を提供する。

(4) 警察、最寄りの消防機関等に対し、電話等可能な手段により、直ちに通報する。

(7) 立入り禁止、避難誘導等必要な防災措置を講ずる。

2 林野火災応急対策

(1) 応急対策フロー図



(2) 火災の発見・通報

ア 火災発見者の義務

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに最寄りの消防機関に通報しなければならない。また、発生した火災が微少な場合に限り、消防本部が到着するまでの間、地域住民等の協力を得て、自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動に当たる。

イ 消防署の対応

通報を受けた通信指令センターは、直ちに火災位置を確認し、消防隊を出動させるとともに、次により関係機関に連絡し、所用の措置を要請する。

(7) 消防団

消火活動、飛び火による延焼警戒及び住民等の避難誘導のための出動

(4) 森林の管理者（森林管理署、森林組合等）

森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力

(7) 県消防救急課

消防防災ヘリコプターの緊急運航

(エ) 警察署

消防車両の通行確保のための通行規制

(オ) 村

地域住民及び一時滞在者（登山者等）の安全確保

また、火災が複数の消防本部の管轄区域に及ぶか、若しくはそのおそれがある場合は、速やかに関係消防本部に連絡し、協力を要請する。

(3) 消火・救出活動

ア 消火活動及び延焼阻止活動の実施

現場に出動した消防署は、消防団、森林管理者、県消防防災ヘリコプター等の協力を得て、効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

(ア) 情報収集

消防署は、消防団とともに自ら火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地域住民からも情報を求めて、早期の状況把握に努める。

現地に出動した消防防災ヘリコプターは、火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防隊に的確に情報を提供するとともに、飛び火の警戒に当たる。

(イ) 消防水利の確保

林野火災では、消防水利の確保が難しい場合が多いので、あらかじめ作成した消防水利マップにより、最寄りの水源からの送水ルートの早期確保に努める。

また、自然水利が得られない場合は、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者に対し、消火用水の運搬について協力を依頼する。

(ウ) 消火活動の実施

a 消防署、消防団は、消防ポンプ、背負いポンプ等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。また、必要がある場合は、県消防防災ヘリコプターの協力を得て、空中消火を行う。

b 通常の消火活動による延焼阻止が困難と判断される場合には、森林所有（管理）者と調整のうえ、林業関係者と協力して、森林の伐開により臨時の防火帯を形成するなどして、延焼を阻止する。

イ 孤立者等の救出

現地に出動した消防防災ヘリコプターは、火災現場を空中から偵察し、孤立した負傷者及び退路を断たれた者を発見したときは、直ちに他の業務に優先して救出活動を行うことになっている。

ウ 現地指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合、山添消防署は、現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動の指揮に当たる。

(4) 避難・誘導

ア 森林内の滞在者の退去

村・警察・消防団等は、林野火災発生の通報を受けたときは、直ちに広報車により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者、林内作業者等の森林内の滞在者に対し、速やかに退

去するよう呼びかける。道に迷った者に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全な場所まで誘導する。

消防防災ヘリコプターは、空中より避難の呼びかけを行う。

イ 地域住民の避難

村長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断した場合には、住民に対し、避難勧告を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

(5) 広域応援等の要請

ア 消防の広域応援

消防長は、消防隊（消防職・団員）及び関係機関の協力を得ても消火が困難であると判断される場合には、消防相互応援協定に基づき、他の消防本部に対して応援を要請する。

イ 自衛隊の災害派遣要請

村長は、消防力だけでの対処が困難であると判断される場合には、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

(6) 鎮火後の措置

消防機関は、林野火災鎮火後も、再発に備えて、なおしばらくは警戒に当たる。

森林所有（管理）者は、焼失した林地が放置されて崩壊を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止のための措置を行うものとする。